

論点ペーパー集 目次

※ 日付は法制局への提出日

第一章 総則（第一条・第二条）

1 「国際情勢の複雑化」と「情報の重要性の増大」との関係について (25. 9. 20)	1
2 「行政機関」(第2条)の各号ごとの具体例 (25. 8. 30) ······	2
3 内閣府の外局である国家公安委員会と国家公安委員会に特別の機関として置かれる警察庁について (25. 9. 20) ······	8

第二章 特定秘密の指定等（第三条—第五条）

4 特定秘密の指定（イメージ）(25. 9. 25) ······	12
5 適合事業者が特定秘密事項に係る物件を製造等する場合の流れ（イメージ）(25. 9. 24) ······	13
6 特定秘密の指定の対象となる事項と特定有害活動として情報を取得する活動の対象となるものとの異同について (25. 8. 30) ······	14
7 行政機関が合議制の機関である場合の行政機関の長について (25. 9. 20) ······	16
8 第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関の長を「政令で定める者」としている理由について（第3条第1項関係）(25. 9. 20) ······	18
9 「電磁的記録」と「表示」について (25. 9. 26) ······	22
10 特定秘密となるべき情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該特定秘密を化体する物件の具体例 (25. 9. 24) ······	24
11 30年を超えて特定秘密の指定の有効期間を延長する場合の内閣の承認について (25. 10. 8) ······	27
12 30年を超える有効期間の延長の承認を内閣が行う理由について (25. 10. 8) ······	34
13 本法案における内閣の位置付けについて (25. 10. 9) ······	43
14 特定秘密を第4条第3項により内閣に提供する場合と第10条第1項第1号により提供する場合の政令で定める保護措置の異同 (25. 10. 8) ······	46
15 法第4条第3項で「知る者の範囲を制限すること」を求める理由 (25. 10. 7) ······	47
16 特定秘密内における区分について (25. 10. 7) ······	48

第三章 特定秘密の提供（第六条—第十条）

17 安全保障上の必要による提供と公益上の必要による提供の区別について (25. 9. 20) ······	53
18 我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について (25. 10. 7) ······	55
19 他の行政機関から提供を受けた特定秘密を適合事業者に提供する場合について (25. 9. 18) ······	56
20 外部から入手した情報を特定秘密に指定した場合の当該情報の入手先における措置について (25. 9. 20) ······	57

21 外国の政府等に特定秘密を提供する場合に行政機関が当該特定秘密を保護するため講ずることとされる措置に相当する措置が講じられることを確認する方法について（25.9.18）	60
22 本法案における「国」、「本邦」及び「日本国」の使い分けについて（25.9.20）	63
23 公益上特に必要があると認められる「準ずる業務」の例について（25.9.5）	66
24 第10条第1項第1号の特定秘密の「提供を受ける者」、「利用する者」及び「知る者」について（25.8.30）	73
25 第10条第1項第1号ロの規定の修正について（「審理」の削除）（25.10.15）	74
26 第10条第1項第1号ロの規定の修正について（「第四百四条（同法第四百四条において準用する場合を含む。）において準用する場合」の削除）（25.10.11）	75
27 刑事訴訟規則第192条等に基づく裁判所への提示を第10条第1項第1号ロの対象としないことについて（25.10.10）	77
28 令状発付裁判官への提示を第10条第1項第1号ロの対象としないことについて（25.10.10）	79
29 第10条第1項第1号と会計検査について（25.10.10）	80

第四章 特定秘密の取扱者の制限（第十一条）

第五章 適性評価（第十二条—第十七条）

30 適性評価の頻度について（25.9.20）	82
31 第12条各号に掲げる適性評価の対象となる者について（25.9.5）	89
32 第12条第1項各号の関係について（25.10.7）	90
33 特定秘密の取扱いの業務を行わない職に異動した後、再び取扱いの業務を行う者についての適性評価について（25.10.7）	91
34 修文の趣旨について（第12条第1項第1号括弧書の追加（第15条第1項第1号も同様））（25.10.8）	92
35 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある「その他の活動」について（25.9.20）	95
36 大量破壊兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の例について（25.8.30）	96
37 「公務所若しくは公私の団体」中の「公務所」と「公私の団体」の関係について（25.8.22）	97
38 適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、理由を通知することについて（25.8.30）	99
39 第16条第1項の修文の趣旨について（25.10.11）	100

40 本法案の「特定の個人を識別することができることとなるもの」について照合の容易性を要しない理由 (25. 9. 20) ······	105
41 適性評価の実施について委任規定を置く理由について (25. 9. 20) ······	107
42 行政機関の長が委任することのできる第5章に定める権限及び事務について (25. 9. 20) ······	111

第六章 雜則（第十八条—第二十一条）

43 拡張解釈の禁止に関する規定に「国民の知る権利」と「報道の自由」への配慮を盛り込むことについて (25. 10. 15) ······	112
---	-----

第七章 罰則（第二十二条—第二十六条）

44 特定秘密の漏えいの処罰について (25. 9. 20) ······	116
45 特定秘密の取得行為の処罰規定における管理侵害行為の例示について (25. 9. 20) ······	120
46 管理侵害行為の例示の規定ぶりとその規定順について (25. 8. 30) ······	128
47 法定刑別の罰則比較表 (25. 9. 20) ······	132
48 過去の自衛隊法違反（防衛秘密の漏えい）・MDA秘密保護法違反事件の概要 (25. 8. 15) ······	133

附則

49 附則の規定順序について (25. 8. 30) ······	134
50 本法案施行後の防衛秘密の取扱いについて (25. 9. 12) ······	141
51 防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった者に対する本法案施行後の罰則の適用について (25. 9. 20) ······	149
52 内閣法で内閣官房が本法案に基づく特定秘密の保護に関し所掌することを明記することについて (25. 9. 20) ······	152
53 本法案の施行に伴い内閣情報官が所掌する事務について (25. 9. 20) ······	157
54 国家安全保障局の所掌事務と重なる部分について (25. 9. 20) ······	161
55 特定秘密の保護に関し内閣官房が所掌する事務について (25. 9. 11) ······	164
56 「○○官」と称する職が所掌する事務として特定の法律に関する事項を規定する例について (25. 9. 18) ······	168
57 附則第5条における「特定秘密の保護」について (25. 9. 18) ······	170
58 内閣情報官の名称を変更しないことについて (25. 9. 18) ······	171
59 内閣官房の事務（内閣人事局設置後）(25. 9. 17) ······	172
60 内閣情報官が内閣情報通信政策監を助ける事務について (25. 9. 18) ······	173
61 内閣情報官と国家安全保障局等との所掌事務について (25. 9. 11) ······	174
62 内閣情報官が国家安全保障局長を助けることとしない理由 (25. 9. 17) ······	178

別表

63 別表第2号イの規定振りについて (25.10.8) ······	179
64 「特定有害活動」及び「テロリズム」を規定する本則中の規定を別表の表示 の下に括弧書きで示すこととしないことについて (25.9.26) ······	181

その他

65 政令で定めることを予定している事項の例 (25.9.20) ······	183
---	-----

平成25年9月20日
内閣情報調査室

1 「国際情勢の複雑化」と「情報の重要性の増大」との関係について

冷戦期の米ソ両陣営の二極構造が終焉し、一部の国が新たに影響力を増大させるなど、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ、大量破壊兵器の拡散などの新たな課題が生じている。

このように複雑化する国際情勢の下では、国家又は非国家の主体による国及び国民の安全を脅かす活動を予見することが困難となるため、これらの活動に関する情報を収集・整理・活用するとともに、我が国及び国民の安全を守るために情報が我が国の脅威となる国や国際テロ組織等に漏えいすることのないようその保護を図りつつ友好国等と共有するすることが、我が国及び国民の安全の確保のために一層重要となっている。

2 「行政機関」(第2条)の各号ごとの具体例

1号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。） 内閣官房（内閣法第12条） 安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）等 <input type="radio"/> 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関 人事院（国家公務員法第3条）
2号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 内閣府 <input type="radio"/> 宮内庁 <input type="radio"/> 内閣府設置法第49条第1項に規定する機関（国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） 公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁 <input type="radio"/> 内閣府設置法第49条第2項に規定する機関（国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） 該当なし。
3号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。） 総務省 公害等調整委員会 消防庁 等
4号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 警察庁 <input type="radio"/> 内閣府設置法第39条の機関で、政令で定めるもの 内閣府設置法第39条の機関としては、経済社会総合研究所、迎賓館が該当するが、現時点では政令で定めることを想定していない。 <input type="radio"/> 内閣府設置法第55条の機関で、政令で定めるもの 現時点で、内閣府設置法第55条の機関はない。 <input type="radio"/> 宮内庁法第16条第2項の機関で、政令で定めるもの 宮内庁法第16条第2項の機関としては、正倉院事務所、御料牧場が該当するが、現時点では政令で定めることを想定していない。 <input type="radio"/> 内閣府設置法第40条の特別の機関で、政令で定めるもの 内閣府設置法第40条の特別の機関としては、民間資金等活用事業推進会議、子ども・若者育成支援推進本部、食育推進会議等が該当するが、現時点で政令で定めることを想定していない。 <input type="radio"/> 内閣府設置法第56条の特別の機関で、政令で定めるもの 警察庁が該当するが本法案で明記しており、他に、該当する機関はない。 <input type="radio"/> 宮内庁法第18条第1項の特別の機関で、政令で定めるもの 現時点で、宮内庁法第18条第1項の特別の機関はない。
5号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 国家行政組織法第8条の2の施設等機関で、政令で定めるもの 国家行政組織法第8条の2の機関としては、法務総合研究所、自治大学校、財務総合政策研究所等が該当するが、現時点では政令で定めることを想定していない。 <input type="radio"/> 国家行政組織法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの 検察庁を政令で定めることを想定。（他に国家行政組織法第8条の3の特別の機関として日本ユネスコ国内委員会、公害対策会議、統合幕僚監部等が該当するが、現時点では政令で定めることを想定していない。）
6号	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 会計検査院

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2～4 (略)

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

(設置)

第一条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

(人事院)

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

2～4 (略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法

(設置)

- 第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。
- 2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。
 - 3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

(施設等機関)

- 第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

- 第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

- 第二十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

(設置及び組織)

- 第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 (略)

(設置)

- 第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

(設置)

- 第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

2 (略)

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）

(設置)

- 第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省を設置する。

○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（設置）

第三十四条 本府に、次の施設等機関を置く。

経済社会総合研究所

迎賓館

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条（略）

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）

(施設等機関)

第三十条 宮内庁に、次の施設等機関を置く。

正倉院事務所

御料牧場

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

(設置)

第六十一条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、次の施設等機関を置く。

法務総合研究所

矯正研修所

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

(設置)

第一百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

自治大学校

情報通信政策研究所

統計研修所

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

(設置)

第六十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

財務総合政策研究所

会計センター

関税中央分析所

税関研修所

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

(設置)

第二十一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

地震調査研究推進本部

日本ユネスコ国内委員会

○環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄）

（公害対策会議）

第十一條 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる特別の機関は、公害対策会議とする。

2 （略）

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（設置）

第十九条 防衛省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

技術研究本部

装備施設本部

防衛監察本部

2 （略）

平成25年9月20日
内閣情報調査室

3 内閣府の外局である国家公安委員会と国家公安委員会に特別の機関として置かれる警察庁について

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条は、「内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる」と規定しており、国家公安委員会は、内閣府に置かれる外局である（内閣府設置法第64条）。また、内閣府設置法第56条は「委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、（略）法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる」と規定しており、警察庁は、「国家公安委員会に、警察庁を置く。」と規定する警察法（昭和29年法律第162号）第15条の規定に基づき、国家公安委員会に置かれる「特別の機関」として位置付けられる。

なお、本法案では、第2条第2項第2号において国家公安委員会から警察庁を除き、同項第4号において内閣府設置法第56条の特別の機関として警察庁を規定しているが、これは、警察庁が、国家公安委員会の管理の下、自らの名においてその所掌事務を遂行する行政機関であり、単なる事務局とは異なる独立的性格を有することから、特定秘密の指定や適性評価の実施を自ら行う、本法案の「行政機関」として取り扱うことが適當と考えられるためである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）においても、本法案と同趣旨の規定が置かれており、例えば、情報公開法においては、同法第2条第1項第2号において、「第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く」とし、「当該政令で定める機関」として警察庁が定められている。

＜参照条文＞

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2、3 （略）

（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
国家公安委員会	警察法
金融庁	金融庁設置法
消費者庁	消費者庁及び消費者委員会設置法

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（設置）

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 （略）

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関

を除く。)

三 (略)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五、六 (略)

2 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）

（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項第四号 の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 (略)

【参考資料】

○警察制度研究会編「警察法解説」（153頁）

警察庁は、国家公安委員会に、内閣府設置法第56条の「特別の機関」として置かれる行政機関である。内閣府設置法第49条及び第64条の規定により、国家公安委員会が内閣府の外局であって、警察庁は内閣府の外局たる長ではない。また、警察庁は、「庁」という名称が使われていることから、防衛施設庁のように、内閣府の外局（防衛庁）に更に外局的な性格を有するものとして置かれた庁（内閣府設置法第49条第2項）のようにも見えるが、外局は理論上内部部局に対応する機関であり、国家公安委員会自体には内部部局が存在しないことから、これにも該当しない。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（20～21頁）

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」

(2) 及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（附属機関のうち法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文

教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び特別の機関（附属機関のうち審議会等及び施設等機関以外のもの。法律により設置される。）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができたこととした。

本号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものが本法上の独立の行政機関となることを規定したもので、具体的には、警察庁（国家公安委員会に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照。）

4 特定秘密の指定(イメージ)

特定秘密：情報収集衛星■号機の撮像した写真であって、A国の弾道ミサイルの発射準備状況を示すもの

特定秘密の指定(第3条第1項)

特定秘密指定書

特定秘密の保護に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定秘密として下記の情報を指定する。

指定番号	指 定 年月日	情報の内容	該当する別表の号
第〇号	26.9.25	情報収集衛星■号機の撮像した写真であって、A国の弾道ミサイルの発射準備状況を示すもの	第1号□

その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報(第3条第1項)

指定時に撮像担当者に特定秘密に指定された旨を通知(第3条第2項第2号)

特定秘密を記録する図画に表示(第3条第2項第1号)



この写真にはA国のミサイル準備の状況(その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報)が記録されている。

撮像した時点で特定秘密の表示(第3条第2項第1号)

表示により特定秘密の範囲を明らかにする



5 適合事業者が特定秘密に係る物件を製造等する場合の流れ(イメージ)

行政機関の長が、発注する武器等の性能等に関する情報を特定秘密に指定、その旨を適合事業者に通知、特定秘密を記録する仕様書を適合事業者に提供

(例)

①特定秘密：04式空対空誘導弾の射程距離が明らかとなる数値

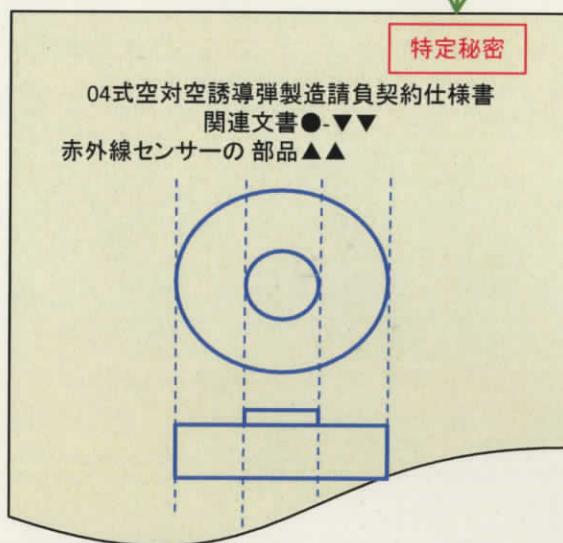
②特定秘密：04式空対空誘導弾の命中精度が明らかとなる部品の形状

性質上標記によることが困難であるため、当該情報が本法第3条第1項の規定の適用を受けることとなる旨を当該情報を取り扱う者に通知

特定秘密指定書

特定秘密の保護に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定秘密として下記の情報を指定することとしたので通知する。

指定番号	指 定 年月日	情報の内容	該当する別表の号
第××号	26.9.25	04式空対空誘導弾の射程距離が明らかとなる数値	第1号チ



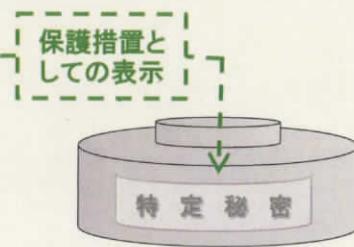
適合事業者がこれらに基づき、データを計測し、物件を製造

(例)

特定秘密

04式空対空誘導弾製造請負契約
発射試験結果報告書

	飛翔距離(nm)
第1回	0.0085
第2回	×. × × × 3
第3回	0. × 597



実測されたデータは特定秘密である04式空対空誘導弾の射程距離を表す。

製造された赤外線センサーの部品の形状は、設計図に含まれる特定秘密を化体する。

適合事業者は、計測したデータや製造した物件に直ちに特定秘密の表示をするなど保護措置を講ずる

6 特定秘密の指定の対象となる事項と特定有害活動として情報を取得する活動の対象となるものとの異同について

本法案において、行政機関の長は、安全保障に関する事項のうち、別表に掲げる事項を特定秘密として指定するものとする一方、特定有害活動として取得する対象となる情報は特定秘密に関するものに限ることとはしておらず、両者には、次のような差異がある。

まず、特定秘密の指定の対象となる事項は、当該行政機関がその所掌事務を遂行するために保有しているものであるが、特定有害活動において取得対象となる情報は、行政機関が保有するものに限られず、本法案の対象とする行政機関以外の民間企業等が保有するものが含まれる。また、その秘匿の必要性の程度についても、特定秘密は、安全保障に関する事項のうち別表に規定された特に秘匿を要するものが特定秘密に指定されるのに対し、特定有害活動においては、我が国の安全保障に関するものであり、公になっていないものであれば情報収集の対象となる。例えば、特定有害活動の対象には、民間の企業や研究機関が保有する軍事転用可能な技術（長距離弾道ミサイルに転用可能なロケットの技術、軍用のレーダーに転用可能な電子機器の技術等）など、政府が保有するものではないが、我が国の安全保障に影響を与えるものや、その漏えいが我が国の安全保障に一定の支障を与えるため秘匿を要するものの、「著しい」支障を与えるとまでは言えないことから、特定秘密ではなく、いわゆる省密として国家公務員法等に基づく一般の守秘義務により保護されているものも含まれる。

こうした差異を設けることとしているのは、本法案においては、特定有害活動との関係が適性評価の調査事項とされ、また、特定有害活動の防止に関する事項が特定秘密として指定される事項として別表に規定されているところ、特定有害活動の対象とする事項を、本法案の対象とする安全保障に関する事項のうち特に秘匿を要するものに限定したのでは、本法案の目的とする特定秘密の漏えいの防止に万全を期することができないからである。すなわち、外国の情報機関等は、特定秘密に指定される事項のみを情報収集活動の対象とするわけではなく、広く我が国の安全保障に関する情報を収集する中で、特定秘密に指定される事項を特に入手しようとしており、広く安全保障

に関する事項を入手しようとする活動による被害の発生又は拡大の防止について政府が講じる措置等を特定秘密として保護することとしないと、特定秘密の保護を図ることはできないし、また、適性評価に当たっても、特定秘密だけではなく、広く我が国の安全保障に支障を与える事項を取得する活動との関係について調査しなければ、特定秘密を漏らすおそれについて十分な評価ができないからである。

このため、本法案では、「特定有害活動」の定義として第12条第2項第1号に規定するいわゆる諜報活動において情報収集の対象となる情報を、「公になっていない事項のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるもの」と規定することとしている。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

7 行政機関が合議制の機関である場合の行政機関の長について

本法案では、第3条第1項で「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関を（略）いう。第十条第一号を除き、以下同じ。）」と規定し、行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関自体を行政機関の長としている。これは、合議制の機関は、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にからしめて判断の適正化を図るものであるところ、特定秘密の指定や適性評価の実施についても、その判断の適正を図る必要があるからである。

一方、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を定める第10条各号は、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる自然人たる「者」を定めるものであることから、合議制の「機関」は論理的に含まれ得ない。

したがって、第10条第1号に規定する行政機関の長とは、各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官となり^{*1}、合議制の機関については、委員長（委員会）、人事院総裁、会計検査院長が行政機関の長となる。

また、これらの者を除く合議制の機関を構成する者についても、適性評価を経ずに特定秘密の取扱いの業務を行う必要があることから、第10条第7号に規定する「前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことが適當であるものとして政令で定める者」として、政令で定めることを予定している。

*1国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第10条は、「行政機関の長の権限」として「各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」と定めている。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、「行政機関の長」の定義は設けていないが、「行政機関の長」とは、各省大臣、委員長及び長官等とされている。

【参考資料】

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」(29ページ)

本法の「行政機関の長」とは、法第2条第1項第1号に掲げる機関については、内閣総理大臣（内閣官房）、内閣法制局長官（内閣法制局）、（略）及び人事院総裁（人事院）を、同項第2号に掲げる機関については、内閣総理大臣（内閣府）、宮内庁長官（宮内庁）、委員長（委員会）及び長官（庁）を、（略）、同項第6号に掲げる会計検査院については会計検査院長をいい、同項第4号及び第5号の政令で定める機関については、政令でその長を定めることとされている。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

8 第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関の長を「政令で定める者」としている理由について（第3条第1項関係）

本法案第2条第1項は、行政機関について定義しており、第2条第1項第4号は「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの」を、同項第5号は「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」を規定している。具体的には、同項第4号の機関として、警察庁のほかには、経済社会総合研究所、迎賓館等が該当し、同項第5号の機関として、法務総合研究所、自治大学校、検察庁等が該当するところ、現時点で政令で定める機関としては、検察庁のみを想定している。

ところで、検察庁については、検察庁法（昭和22年法律第61号）第1条第2項で、「検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。」と規定されているが、これら最高検察庁等の長は同法を始めとする関係法令で規定されておらず、法務省の訓令である検察庁事務章程（平成24年法務省訓令第1号）第1条で、「この章程において、検察庁の長とは、検事総長、検事長、検事正、上席検察官及び上席検察官の置かれていない区検察庁の検察官（検察官が二人以上あるときは、検事正の指定する検察官）をいう。」と規定されているにとどまり、法令上行政機関の長に該当する者が必ずしも明確ではない。したがって、本法案では、政令において、第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関の長を明記することとしている。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、それぞれ第2条第1項において、行政機関の定義について、本法案と同趣旨の規定が置いているところ、本法案と同様に、第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに行政機関の長を政令で定めることとしている。

【参照条文】

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

第一条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

2 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

○検察庁事務章程（平成二十四年法務省訓令第一号）（抄）

（定義）

第1条 この章程において、検察庁の長とは、検事総長、検事長、検事正、上席検察官及び上席検察官の置かれていない区検察庁の検察官（検察官が二人以上あるときは、検事正の指定する検察官）をいう。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三 （略）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 （略）

2 （略）

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。
(法第三条の政令で定める者等)

第四条 法第三条 の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあっては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあっては、検事総長
- 三 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

2 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三 (略)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 (略)

2～5 (略)

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令五百四十八号) (抄)

(法第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関)

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」とい

う。) 第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

(法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関)

第二条 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

(法第五条の政令で定める者)

第三条 法第五条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあっては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあっては、検事総長
- 三 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

平成25年9月26日
内閣情報調査室

9 「電磁的記録」と「表示」について

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方法で作られる記録をいう。他方、「表示」とは、外部へあらわし示すこと、又は図表にして示すことをいう（広辞苑）とされているとおり、その語義からして、「表示」に「認識できない方法で作られる」電磁的記録は含まれないと解され、以下の立法例においてもそのような考えに基づき「電磁的記録」と「表示」の語が用いられている。

本法案においては、行政機関の長が特定秘密の指定をしたときに、特定秘密となるべき情報を記録する電磁的記録に、特定秘密の表示をすることとしているが、この場合、特定秘密の表示もまた電磁的記録であり、当該特定秘密たる電磁的記録が記録媒体に保存されている状態では認識できないが、これがその用に供される際等に電子計算機等の画面に表示された場合には、認識できるものとなり、当該特定秘密の指定に係る特定秘密の範囲を明らかにすることができる。したがって、特定秘密の表示に、電磁的記録にあっては当該表示の記録を含ませることとした。

【参照条文】

○自転車競技法（昭和23年法律第209号）（抄）

（車券）

第八条（略）

2（略）

3 第一項の車券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の車券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は同項の車券に表示された記載とみなす。

○不動産登記法（平成16年法律第123号）（抄）

（筆界特定書等の写しの交付等）

第一百四十九条（略）

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

3 （略）

○株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）（抄）

附 則

（過料に処すべき行為）

第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二～五 （略）

平成25年9月24日
内閣情報調査室

10 特定秘密となるべき情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該特定秘密を化体する物件の具体例

「特定秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件」とは、記録媒体及び特定秘密の記録そのものを意味する。

「文書」とは、文字その他の符号をもって一定の事項を表示した書類等の物件であり、「図画」とは、形象を表示した物件で、写真、設計図、映画のフィルム等を含むものである。また、「電磁的記録」とは、サーバー等の記憶媒体上になされた記録そのものを指し、「物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件のことであり、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報を蓄積している電子機器等を含む。本法案では、特定秘密が記録された電磁的記録がUSBメモリー等の外部記録媒体に記録されている場合には、電磁的記録そのものに標記を付すのではなく、当該外部記録媒体に標記を付すこともあることから、文書、図画、電磁的記録に加え、「物件」を明示することとしている。

他方、「化体する物件」とは、防衛装備品が代表例であるが、これは設計図書等に記された構造や形状が化体しているものと考えられる。通常、構造や形状は、設計図書等に記載されており、当該設計図書等が特定秘密に指定されていれば、構造や形状を忠実に化体する装備品を改めて特定秘密に指定する必要はない（「表示」等の保護措置を講じる必要はある。）が、設計図書等のない装備品、例えば、（米国以外の）外国から調達した装備品で設計書入手できなかったものや、既に設計書が廃棄された装備品については、特定秘密として指定する場合には、当該装備品に標記を付す必要がある。

【参考】

○防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」12頁(抜粋)

「記録する文書、図画、若しくは物件」とは、記録媒体を意味し、文字の形をしている場合に限られない。

「文書」とは、文字その他の符号をもって一定の事項を表示した書類等の物件であり、「図画」とは、形象を表示した物件で、写真、設計図、映画のフィルム等を含むものである。また、「物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる有体物のことである。つまり、「記録する物件」には、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報等を蓄積している装備品等が含まれる。

他方、「化体する物件」とは、装備品が代表例であるが、これは設計図書等に記された構造や形状が化体しているものと考えられる。通常、構造や形状は、設計図書等に記載されており、当該設計図書等が防衛秘密に指定されていれば、構造や形状を忠実に化体する装備品に改めて指定行為たる標記を付す必要はない（後述する「表示」の措置をとる必要はある。）。他方、設計図書等のない装備品、例えば、（米国以外の）外国から調達した装備品で設計書を入手できなかったものや、既に設計書が廃棄された装備品については、防衛秘密として指定する場合には、当該装備品に標記を付す必要がある。

○吉国一郎他「法令用語辞典」第9次改訂版565頁(抜粋)

電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（刑法7の2）。いわゆるコンピュータ犯罪に対処する必要上、コンピュータのデータ処理に用いられる磁気ディスクや磁気テープ上の記録を示す刑法上の概念として、刑法等の一部を改正する法律（昭和62年法律52号）によって導入されたものである。

○大塚仁他「大コメントール刑法」第1巻108頁(抜粋)

従来の学説・判例においては、主としてコンピュータ用の磁気ディスクや磁気テープに行われた記録に対する名称として、それが従来の文書とは性質を異にするものであることを前提とした上で、「電磁的記録物」という言葉が早くから用いられており、少なくとも法律上の議論に関しては、既にこれが定着した用語になっていると認められることから、同改正においても基本

的にはこれを踏襲するのが妥当と考えられたものである。しかし、「電磁的記録物」といった場合には、一定の記憶媒体上になされた記録そのものというよりは、その記録の載った有体物である記憶媒体に着眼して、多数の記録のなされた磁気ディスクやテープなどの記憶媒体全体を指すものとして理解されるおそれがあり、一個の単位としての記録につき犯罪があった場合に問題を生ずる余地があったことから、「電磁的記録」という用語を用いることが適當とされたものである。

平成25年10月7日
内閣情報調査室

11 30年を超えて特定秘密の指定の有効期間を延長する場合の内閣の承認について

本法案においては、行政機関の長が、特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの有効期間を設定することとしているが、指定の要件を欠くに至るまでの期間の長短は個々の特定秘密により様々であることから、指定の有効期間の延長の回数や合計期間に制限を設けておらず、特定秘密によっては結果的に指定の期間が極めて長期にわたる場合も生じ得る。

ところで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第1条及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第1条にも規定されているとおり、政府は、「その諸活動を」「国民に説明する責務」を有しており、行政機関が保有する情報は原則として国民に公開されるべきものであるところ、特定秘密は国の安全保障に関わることから国民にこれが明らかにされることなく、厳格な管理がなされることとされている。しかしながら、時の経過に伴い特定秘密を含め非開示とされてきた情報の多くが公になっていく中で、特定秘密の指定が長期間にわたって継続している場合には、その指定をした行政機関の長のみならず、政府全体としてこれを把握し、より総合的な観点から指定を継続することの適否を検証する機会を設けることが適切であると考えられる。

そもそも、公文書管理法においては、行政文書の保存期間の当初の設定期間は原則として最長で30年とされ（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第8条第2項及び別表）、保存期間満了後には歴史公文書等は国立公文書館等に移管され、国民の利用に供されることとされており、また、外交記録について、作成又は取得から30年以上が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外交資料館に移管等するため、外交記録公開に関する規則（平成24年8月10日外務省訓令第19号）が定められている。また、諸外国においても、行政文書の国立公文書館等への移管の期間の目安は30年としている（別紙参照）。したがって、政府の諸活動を国民に説明する責務の観点から検証を行うべき期間としては、特定秘密の指定から30年を経過する

ときとすることが適當であると考えられる。

このため、30年経過後には、特定秘密の指定の有効期間の延長の判断を一義的には指定をした行政機関の長が行うこととしつつ、政府の諸活動を国民に説明する責務と特定秘密が公になることによる我が国及び国民の安全への影響を内閣が考慮して、指定の延長について承認を行うこととする。

なお、防衛秘密については、現行の自衛隊法（昭和29年法律第165号）では、指定の有効期間を定めることとしておらず、本法案附則第4条により、本法案の施行の日に防衛秘密を特定秘密と指定した情報とみなし、その後遅滞なく有効期間を定めることとされていることから、本法案の施行の日を始期として内閣の承認が必要な期間を算定すれば足り、特段の措置を講ずる必要はない。

【参照条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）（抄）

（行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間）

第八条（略）

2 法第五条第一項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 別表の上欄に掲げる行政文書（次号に掲げるものを除く。） 同表の下欄に掲げる期間
- 二 他の法律又はこれに基づく命令による保存期間の定めがある行政文書 当該法律又はこれに基づく命令で定める期間
- 三 前二号に掲げる行政文書以外のもの 別表の規定を参照し、行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて行政機関の長が定める期間

別表（第八条関係）

行政文書名	保存期間
法令の制定又は改廃及びその経緯	
一 法律、政令、内閣府令、省令その他の規則に関する次に掲げる文書 イ 立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書 ロ 法律案又は政令案の審査の過程が記録された文書 ハ 意見公募手続文書及び行政機関協議文書 ニ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ホ 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 ヘ 国会審議文書 ト 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 チ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書及び調査研究文書	三十年
二 条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書 イ 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書 ロ 他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に	三十年

	関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書 ハ 条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び当該案の審査の過程が記録された文書 ニ 一の項ニ及びヘからチまでに掲げる文書 ホ 条約書、批准書その他これらに類する文書	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯		
三	予算又は決算に関する次に掲げる文書 イ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ロ 決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書 ハ 予算、歳入歳出決算その他国会に提出された文書	三十年
四	質問主意書に対する答弁に関する次に掲げる文書 イ 答弁の案の作成の過程が記録された文書 ロ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ハ 答弁が記録された文書	三十年
五	基本方針、基本計画その他の閣議にかけられた案件に関する次に掲げる文書（一の項から四の項までに掲げるものを除く。） イ 立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書 ロ 行政機関協議文書 ハ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	三十年

(以下略)

【参考】

○外交記録公開に関する規則（平成24年8月10日外務省訓令第19号）（抄）

（目的）

第一条 この規則は、外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、作成又は取得から30年以上が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外務省が保有する行

政文書であって、作成又は取得から30年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として重要なものを外務省大臣官房総務課外交資料館（以下「外交資料館」という。）に移管し、一般に公開するための手続等を定めることを目的とする。

○特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）（抄）

《留意事項》

〈利用制限事由該当性の審査〉

（略）

○ 利用制限事由に関する審査に当たっては、文書が作成されてからの時の経過とともに、移管元の組織から意見が付されている場合には、その意見を参照しなければならない。このうち、時の経過の判断に当たっては、国際的な慣行である30年ルール（1968年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において出された、利用制限は原則として30年を超えないものとする考え方）をも踏まえる必要がある。

○内閣府大臣官房公文書管理課「ICA30年原則の概要について」

2. ICA30年原則について

1968年にスペインのマドリードで開催されたICA第6回大会で以下のようないかだいが採択。

<アーカイブ記録へのアクセスの自由化に関するセッション>

I. 自由化検討ワーキンググループの報告に基づく決議

(a) 公開制限と公開時期の延期について

1. 大会は、各国のアーカイブ関係機関が、文書の公開をコントロールする規定について徹底した調査を行い、所管機関に対して、学術研究のニーズにかなったアーカイブ記録の公開制度とするため、全ての不当な制限の解除を提案するよう、勧告する。

この目的を達成するため、大会は、以下のような公開規則の緩和を勧告する。

a) 公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間について、文書の作成から公開までの間が30年を超えない

ものとし、必要な場合は留保事項を設けること。

- b) 特別の事例について更に長い期間制限する場合は、現実に必要がある場合に限ることとし、その制限期間は80年を超えないものとすること。

諸外国において行政文書が公文書館に移管されるまでの期間

アメリカ

連邦機関記録のうち、作成後 30 年以上を経過し、国立公文書館長が連邦政府による継続的保存を保障するだけの歴史的その他の価値があると認めたものは、合衆国国立公文書館に移管される。ただし、当該記録を保管している期間の長が、日常の業務遂行上、当該記録を保持する必要がある旨、国立公文書館長に書面で証明した場合はこの限りではない。

イギリス

永久保存として選別された公記録は、その作成後 30 年以内に公記録館又は法律に基づいて大法官が指定するその他の保管所に移管される。ただし、それらの記録に責任を持つ者の意見によって、その記録が行政上の目的のために必要とされるか、又はその他の特別の理由によって保留すべき場合は、期間後でも保留することができる。その者が大法官でない場合には、大法官に対して予めそのことを通知し、その許可を得ることが求められる。

ドイツ

文書には基本的に30 年を上回らない保存期間が設定され、保存期間満了時に、当該文書を公文書館に移管するか廃棄するかの選別が行われる。

フランス

公文書は、現用利用が終了した時点で、保存すべき文書と廃棄すべき文書に選別され、保存すべき文書は文書管理を担当する部局に送られる。一般的な行政文書の移管・廃棄については、文書保存官庁と各省庁との協議によって決定される。国立公文書館には、大統領、大臣、政府高官等の記録が移管される。国立公文書館における利用については、一般的な行政文書に関しては、2004 年文化遺産法典は、公文書が30 年経過後に閲覧可能となることとしていたが、2008 年の改正により、国の安全等に関する情報の例外を除いて原則直ちに公開されることとなった。

(出典：行政管理研究センター「閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する海外調査報告書」、合衆国法典第 44 編第 2107 条)

平成25年10月7日
内閣情報調査室

12 30年を超える有効期間の延長の承認を内閣が行う理由について

30年を超える指定の有効期間の延長の承認は、政府がその諸活動を国民に説明する責務と特定秘密の保護の必要性とを勘案して行うものであり、かかる判断は、各行政機関の長が5年を超えない範囲内において行う指定の要件を充足しているか否かの判断よりも、より高次の、政府全体としてのものであることから、内閣の承認とし、閣議に諮るものとしたものである。

このような、秘密を公にすることの可否を内閣の判断に係らしめている例としては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第191条第1項及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第103条があり、また、国会法（昭和22年法律第79号）第104条では、各議院又は各議院の委員会による必要な報告又は記録の提出の求めを受諾することができないときには内閣が声明を出すものとされている。また、他にも、港湾整備促進法（昭和28年法律第170号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）において、一定の重要な事項について、内閣の判断を得ることとしている例がある。

ただし、会計検査院は、本法案の行政機関に該当するものの（第2条第6号）、「内閣に対し独立の地位を有する」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第1条）とされていることから、30年を超える特定秘密の指定の有効期間の延長の際の承認の対象から除外している。このような例として、他に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第10条第1項、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第53条がある。

※内閣の承認等の例

○民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）（抄）

（公務員の尋問）

第二百九十二条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならぬ。

2 （略）

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第二百三十三条 公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百四十四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第二百四十五条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、

更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）（抄）

（整備計画）

第三条 国土交通大臣は、特定港湾施設整備事業について、会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て、その基本計画（以下「整備計画」という。）を定め、内閣の承認を求めなければならない。

2・3 （略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（外国為替相場）

第七条 財務大臣は、本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場を定め、これを告示するものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外国為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

3 （抄）

※会計検査院を除外している例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨
 - 十 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

の

六 一年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに關し意見を述べることができる。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66条）（抄）

(移管又は廃棄)

第八条 (略)

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十

条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。) の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第九条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 (略)

(行政文書管理規則)

第十条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認

める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) (抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号) 第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

(指導及び助言)

第五十条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十一条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとる

べき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第五十三条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

【参照条文等】

○会計検査院法（昭和22年法律第73号）（抄）

第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

○総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」11頁（抄）

なお、会計検査院については、次のように、憲法上の機関として、内閣に

対し独立の地位を有するという同院の性格にふさわしい仕組みとしている。

- ① 会計検査院の保有する個人情報ファイルは、総務大臣に対する事前通知の対象としていない（第十条）。

平成25年10月8日
内閣情報調査室

13 本法案における内閣の位置付けについて

本法案第4条第3項の規定により特定秘密の延長について内閣が承認を行う場合に、内閣は特定秘密の提供を受けることがあるなど、内閣において特定秘密を取り扱うことがあることから、本法案における「行政機関」（第2条）に内閣を位置づけるべきか整理しておく必要がある。

この点について、行政機関について本法案と同様の規定を置いている行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第1項では、内閣の閣議等に係る文書は内閣官房において保有されていることから、内閣は同項が規定する「行政機関」の対象とはされていない（総務省行政管理局「詳解 情報公開法」17・18頁）。

本法案においては、行政機関の長が内閣の承認を得るための閣議において当該特定秘密を提供する必要があるときには、所管大臣が当該特定秘密を持参し、閣議室で回覧することを予定しており、特定秘密を記録した文書等を内閣が保管等することは想定されない。また、延長の承認以外の場合に、内閣が閣議において特定秘密を取り扱うこととなるのは、特定秘密を含む案件が閣議において取り扱われるときであるが、当該案件についての特定秘密の指定は案件を提出する行政機関において行われる。したがって、閣議において特定秘密が案件となる場合には、閣議事項の整理その他内閣の庶務を行う内閣官房（内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第1号）が当該特定秘密の提供を受け、内閣官房において、取り扱う職員の範囲を定めるなどの保護措置を講じることとすれば足り、内閣が自ら保護措置を講じる必要はない。以上のことから、情報公開法における場合と同じく、本法案においても、内閣を行政機関とは位置付けない。

【参照条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二～六 (略)

③・④ (略)

【参考】

○総務省行政管理局「詳解 情報公開法」17・18頁（抄）

【解説】

一 「行政機関」（第一項）

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲を明らかにするものである。この「行政機関」は、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位となる。

政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするため、国政を執行する全ての行政機関を本法の適用対象としている。なお、後述(6)のとおり、会計検査院も対象に含めている。

(1) 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所管の下に置かれる機関」（第1号）

ア 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）」は、内閣官房（内閣法第12条）、内閣法制局（内閣法制局設置法第1条）、安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）、中央省庁等改革推進本部（中央省庁等改革基本法第52条。平成12年6月22日まで置かれる。）、司法制度改革審議会（司法制度改革審議会設置法第1条。平成13年7月26日まで置かれる。）及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第25条）である。

なお、内閣の閣議等に係る文書は内閣官房において保有されてい
ることから、内閣は対象としていない。

14 特定秘密を第4条第3項により内閣に提供する場合と第10条第1項第1号により提供する場合の政令で定める保護措置の異同

第4条第3項	第10条第1項第1号
<p>—</p> <p>(特定秘密を知る者の範囲は自ら閣議参加者に限定されるため。 (※1))</p>	<p>当該特定秘密を利用し、又は知る者に関する制限</p>
<p>—</p> <p>(閣議出席者は特定秘密に係る文書等を見るだけで、持ち帰らず、目的外利用は困難であるため。 (※1))</p>	<p>提供の目的である業務以外での特定秘密の利用の禁止</p>
<p>当該特定秘密を所管する大臣が閣議室に持参する際の特定秘密の保管・運搬の方法 (※2)</p>	<p>特定秘密に係る文書等の運搬、交付、保管若しくは廃棄又は特定秘密の伝達その他の取扱いを適切に管理するための措置</p>

※1 有効期間の延長の承認を求める閣議においては、所管大臣が当該特定秘密を持参し、閣議室で回覧することを予定。

※2 閣議書には有効期間の延長の対象となる特定秘密の情報の名称（名称も秘匿する場合には、公表可能な範囲で件名を特定）のみを記載し、これに署名を求める方法により行うことを予定。ただし、今後、閣議の議事録を作成することとなった場合には、議事録の作成、保管、廃棄等に関する事項を規定することが必要。

15 法第4条第3項で「知る者の範囲を制限すること」を求める理由

指定の有効期間の延長のため法第4条第3項の内閣の承認を求める際の閣議は、閣議書には指定延長の対象となる特定秘密の事項名（事項名も秘匿する場合には、公表可能な範囲で件名を特定）のみを記載し、これに署名を求める方法により行うこととし、特定秘密そのものは、当該事項を所管する国務大臣（閣議請議を行った国務大臣）が、それが記載された文書を持参し、これを官邸閣議室の机上で回覧することにより示すことを予定している。したがって、閣議出席者（国務大臣又は代理人、官房副長官及び内閣法制局長官）が、当該文書を持ち帰ったり、これらの者以外の者が特定秘密を知ることを懸念する必要性は乏しい。

そこで、この場合に必要な保護措置、すなわち同項後段の政令で定めるべき事項としては、当該国務大臣が総理官邸に持参する際の保管の方法（当該文書を封筒に入れた上で、施錠可能なアタッシュケースに収納するなど）など専ら指定をした行政機関側の対応を定めれば足りるものと考えられる。

一方、第10条第1項第1号柱書に規定する「知る者の範囲を制限すること」との要件については、提示を受けて特定秘密を知った者には漏洩行為についての罰則が適用され得ること（第21条第2項）も考え合わせれば、知る者の範囲は、閣議出席者に自ずから限定されることから、このような要件は不要と判断したものである。

平成25年9月 日
内閣情報調査室

16 特定秘密内における区分について

現行の防衛秘密制度では、「秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防衛事務次官通達（平成24年9月28日改正））」において、防衛秘密として指定された事項のうち、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定に基づき他の締結国との間でやりとりされる情報であって、特に厳格な管理を要するものを「特に厳格な管理を要する防衛秘密」として、その取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定（個人単位とする。）や運搬方法（郵送を認めない。）及び表示措置（機密と並記。）について、他の防衛秘密に比較し、より厳格な管理とする運用を行っている。これは、各国との間で締結している秘密保護協定において、締約国政府間で提供される秘密情報は、提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることを約していることから、そのような保護措置を講じることとしたものである。

しかしながら、これら情報保護協定では、各締約国は、他の締約国から提供を受けた秘密の保護をそれぞれの国の国内法令に従って実施することとしており、締約国に実施のための立法措置を義務付けているわけではなく、特に厳格な管理とする現在の取扱いは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）に規定する防衛秘密の取扱いの一環として行われているものであり、罰則についても、防衛秘密と区分されているものではない。

本法案においては、およそ特定秘密に該当する情報については、情報漏えいの危険性が増大するなかで、防衛秘密以上の厳格な取扱いを要するものとして、適性評価制度の導入、罰則の強化等の措置を講ずるが、これまでと同様、それをさらに細分化して、特定秘密の指定の要件や保護措置等について法律上の取扱いに差異を設けることはせず、各国との間で締結された秘密保護協定等を踏まえ、本法案に規定する取扱いの中で、特定秘密制度の運用上の取扱いに差異を設けることにとどめるものである。

【参考】

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成24年防衛庁訓令第24号）

（用語の定義）

- 第1条の2 この訓令において「秘密軍事情報」とは、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（第48条第2項第1号において「秘密軍事情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府（第14条第1項第4号及び第2項並びに第54条の2第1項第1号において「米国」という。）から受領したものという。
- 2 この訓令において「北大西洋条約機構秘密情報」とは、北大西洋条約機構から提供された情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（第14条第1項第4号及び第48条第2項第2号において「北大西洋条約機構情報保護協定」という。）第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。
- 3 この訓令において「仏国秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（第48条第2項第3号において「日仏情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府（第14条第1項第4号及び第2項並びに第54条の2第1項第2号において「仏国」という。）から受領したものという。
- 4 この訓令において「豪州秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（第48条第2項第4号において「日豪情報保護協定」という。）第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府（第14条第1項第4号及び第2項並びに第54条の2第1項第3号において「豪州」という。）から受領したものという。

○秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防衛事務次官通達（平成24年9月28日改正））

第6 3 職員の範囲の制限について

- 1 （略）
- 2 特に厳格な管理を要する防衛秘密（第71の2第1項に規定する特に厳格な管理を要する防衛秘密をいう。第83第7項第2号において同じ）については、防衛秘密管理者は、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員を指定するに当たり、「need to knowの原則」に従い、必ず個人単位で指定することとする。また、指定した職員に対し、防ちように努め、管理手続等その取扱いの重要性につい

て指導を徹底するものとする。

第71の2 特に厳格な管理を要する防衛秘密について

- 1 「特に厳格な管理を要する防衛秘密」とは、防衛秘密として指定された事項のうち、特に厳格な管理を要するものとして、次項又は第3項の規定により事務次官の承認を得たものをいう。
- 2 第71第2項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該事項に係る防衛秘密管理者は、別紙様式第3中、表の下部に、特に厳格な管理が必要な理由を具体的に記載した上で事務次官へ上申し、特に厳格な管理を要する防衛秘密としての承認を得るものとする。この場合において、当該上申の手続については、第71第2項の規定を準用するものとする。
 - (1) 当該事項に係る文書等が「TOP SECRET」の表示が付された秘密軍事情報（防秘訓令第1条の2第1項に規定する秘密軍事情報をいう。次項第1号において同じ。）又は豪州秘密情報（同訓令第1条の2第4項に規定する豪州秘密情報をいう。次項において同じ。）である場合
 - (2) 当該事項に係る文書等が「TRES SECRET DEFENSE」の表示が付された仏国秘密情報（防秘訓令第1条の2第3項に規定する仏国秘密情報をいう。次項第2号において同じ。）である場合
 - (3) 当該事項に係る文書等を米国等に交付し、又は伝達する場合であって、米国等において特に厳格な管理を要する防衛秘密と同等の保護が与えられる必要があると防衛秘密管理者が認めるとき。
- 3 防衛秘密として指定された事項（前項の場合を除く。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該事項に係る防衛秘密管理者は、防衛秘密指定番号、事項内容及び特に厳格な管理が必要な理由を具体的に記述した上申書により、事務次官へ上申し、特に厳格な管理を要する防衛秘密としての承認を得るものとする。この場合において、当該上申の手続については、第71第2項の規定を準用するものとする。
 - (1) 当該事項に係る文書等が「TOP SECRET」の表示が付された秘密軍事情報又は豪州秘密情報である場合
 - (2) 当該事項に係る文書等が「TRES SECRET DEFENSE」の表示が付された仏国秘密情報をである場合
 - (3) 当該事項に係る文書等を米国等に交付し、又は伝達する場合であって、米国等において特に厳格な管理を要する防衛秘密と同等の保護が与えられる必要があると防衛秘密管理者が認めるとき。

4 前項の事務次官の承認を得た防衛秘密管理者は、当該事項に係る他の防衛秘密管理者に防衛秘密指定番号及び事項内容を明示した上で「当該事項は特に厳格な管理を要する」旨を知らせるとともに、当該事項に係る防衛秘密管理者は防衛秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知するものとする。

第78 表示措置について

- 1 防衛秘密に指定されたときは、決裁時の防衛秘密文書等には標記が付されることとなるが、その他の防衛秘密文書等については、これを管理する各防衛秘密管理者が同様の措置を講じなければならないため、令第113条の8が規定されたところである。各防衛秘密管理者にあっては、防衛秘密の表示措置に漏れが生じないよう万全の措置を講ずるよう努められたい。
- 2 第71の2第2項及び第3項の事務次官の承認を得たときは、各防衛秘密管理者は防衛秘密管理者補に、当該事項を記録する文書等又は化体する物件に、「防衛秘密」の表示の横に（困難な場合は、下部等適切な箇所に）「機密」と赤色で表示させるものとする。

第80 周知について

- 1 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する周知については、各防衛秘密管理者は、防衛秘密管理者補を指揮して徹底することとされたい。
- 2 前項の場合において、第71の2第2項の事務次官の承認を得た特に厳格な管理を要する防衛秘密については、「本事項は、特に厳格な管理を要する。」旨を明らかにした上で周知するものとする。

第83 運搬、交付及び伝達関係

1～6 (略)

7 交付の方法について

- (1) 防秘訓令第32条第1項の規定により、防衛秘密文書等の交付については、その手続を厳格に行うため、受領証又は防衛秘密管理者の定める簿冊に名あて人若しくはその指定した職員の受領の認印を徵すこととしたものである。
- (2) 防秘訓令第32条第2項の規定による郵送は、特に厳格な管理を要する防衛秘密については、適用しないものとする。

○ 秘密情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定（平成19年8月10日署名、同日発効）（抄）

第二条 一方の締約国政府により他方の締約国政府に対し直接又は間接に提供される秘密軍事情報は、この協定の規定が当該情報を受領する締約国政府の国内法令に合致する限り、当該規定に基づき保護される。

第四条 秘密軍事情報の秘密指定及び表示

アメリカ合衆国政府にあっては、秘密軍事情報は、「Top Secret」、「Secret」又は「Confidential」と表示される。日本国政府にあっては、自衛隊法に従って「防衛秘密」に指定される秘密軍事情報は、「防衛秘密」と表示され、「防衛秘密」に指定されない他の秘密軍事情報は、当該情報の機微の程度に従って「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。

「防衛秘密」であって追加的な表示である「機密」が付されるものには、合衆国の「Top Secret」と同等の保護が与えられる。「防衛秘密」には、合衆国の「Secret」と同等の保護が与えられる。(以下略)

○ 情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（平成23年10月24日署名）（抄）

第二条 一方の締約国政府から他方の締約国政府に対して直接又は間接に提供される秘密情報は、各締約国政府の国内法令に従って、この協定の規定に基づき保護される。

第五条

(a) 日本国政府にあっては、自衛隊法に従って防衛秘密に指定される秘密情報は、「防衛秘密（機密）」又は「防衛秘密」と表示され、他の秘密情報は、「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。

フランス共和国政府にあっては、秘密情報は、「TRES SECRET DEFENSE」、「SECRET DEFENSE」又は「CONFIDENTIEL DEFENSE」と表示される。

(b) 秘密情報を受領する締約国政府は、送付を受けた全ての秘密情報に当該秘密情報を提供する締約国政府名及び当該秘密情報を受領する締約国政府の秘密指定を表示する。(以下略)

平成25年9月20日
内閣情報調査室

17 安全保障上の必要による提供と公益上の必要による提供の区別について

1 基本的考え方

安全保障上の必要による提供とは、本法案が、我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものを保護するための政府の共通のルールを定め、もって政府内での情報の共有に資するものであることに鑑みれば、提供先となる他の行政機関が、その安全保障に関する所掌事務を遂行するため、当該特定秘密を利用する必要がある特定秘密を提供することをいうものと考えられる。

すなわち、そのような安全保障上の必要による提供を受けた場合、提供を受けた他の行政機関も、その安全保障に関する所掌事務を遂行するために、その職員に当該特定秘密を反復・継続して取り扱わせる必要があり、また、このような取扱いの業務を行う職員は外国の情報機関等の諜報活動の対象となる可能性が高いことから、本法案においては、提供を受けた他の行政機関においても、特定秘密を取り扱う職員を適性評価を受けた者のみに制限するなど特定秘密の保護に関し必要な措置を講じることとしている。

一方、安全保障以外の公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合（以下「公益上の必要による提供」という。）には、提供を受ける他の行政機関には上記のような事情はないが、提供する行政機関にとっては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあるため、本法案においては、公益上「特に」必要があり、提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合にのみ提供を行うことができることとしている。

2 具体的な提供毎の区別

特定秘密の提供を受ける機関が安全保障に関する事務を所掌しており、

かつ、当該特定秘密の提供を受けなければ、我が国の安全保障に支障を来す場合のみ安全保障上の必要による提供に該当する。その具体例は、以下の通りである。

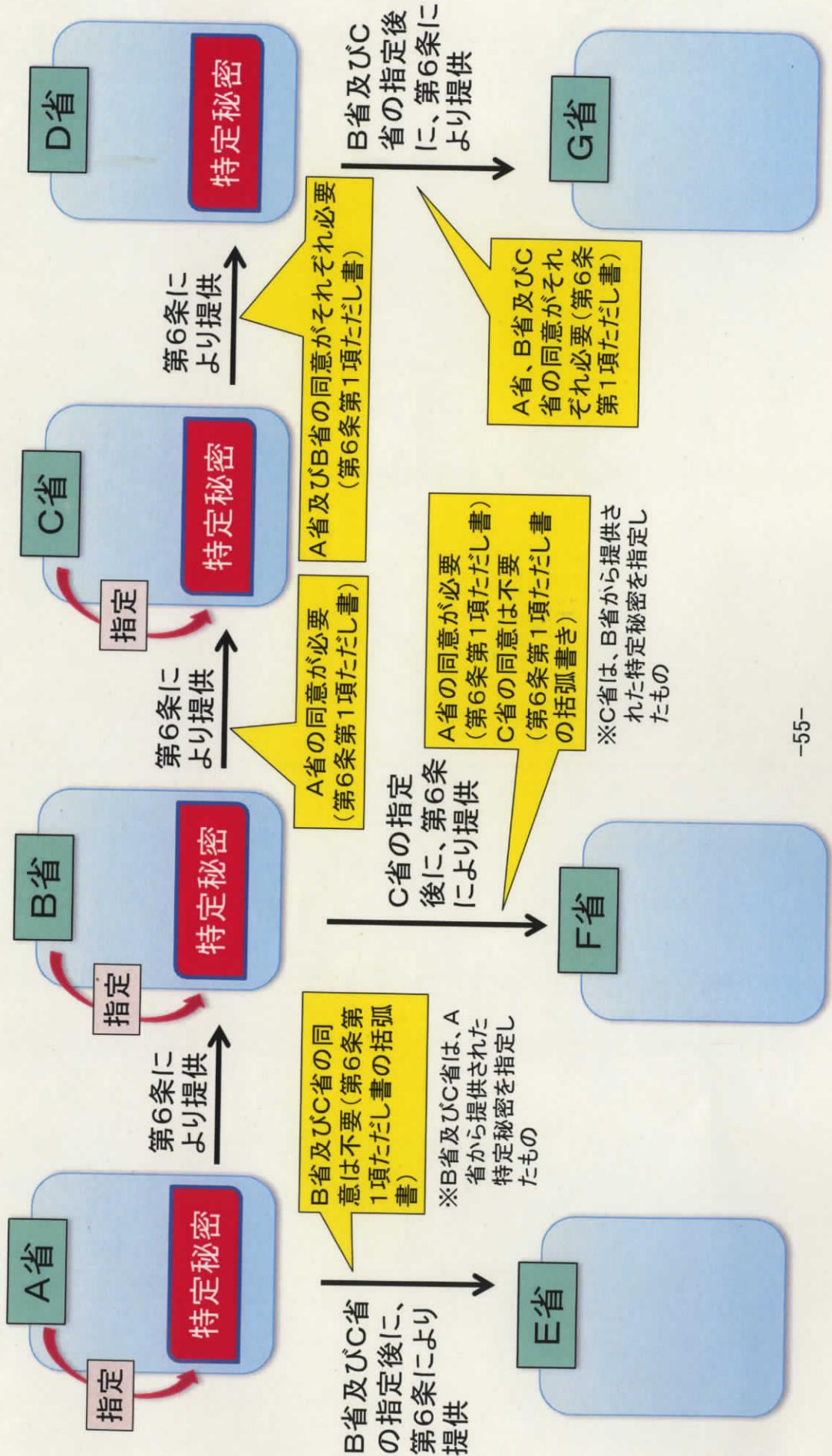
(1) 安全保障上の必要による提供にあたる場合

- 在外公館が収集した軍事情勢や国際テロ組織の動向に関する重要な特定秘密を外務省が防衛省や警察庁に提供する場合
- 国家安全保障会議の審議に用いる我が国の将来の国家安全保障に関する特定秘密を内閣官房が財務省に提供する場合
- 予算要求又は機構定員要求の査定の資として、内閣官房が情報収集衛星の具体的性能に関する特定秘密を財務省や総務省に提供する場合（例えば、財務省は財務省設置法に安全保障に関する事務は明記されていないが、国の予算には安全保障関係の予算が含まれ、これにより我が国の安全保障が実現されるといえ、また、このような観点から財務大臣が安全保障会議の議員に就いている。）

(2) 公益上の必要による提供にあたる場合

- 会計検査の資として、防衛省が調達した装備品の数量に関する特定秘密を会計検査院に提供する場合（安全保障に関する予算執行の適正性を検証できなくなるが、これにより安全保障上の支障が生じるわけではない。）
- 電波の周波数の割り当てを受けるため、防衛省が自衛隊において使用する周波数に係る特定秘密を総務省に提供する場合（周波数の割り当ては安全保障に関する所掌事務ではない。）
- 特定秘密の取扱いの業務を行う職員が人事院に不利益処分に関する不服申立てを行い、人事院が、当該事案の調査を行うために、当該職員が扱っていた特定秘密の提供を受けた場合（当該調査は安全保障に関する所掌事務ではない。）

18 我が国安全保障上の必要による特定秘密の提供における行政機関の長の同意について



平成25年9月 日
内閣情報調査室

19 他の行政機関から提供を受けた特定秘密を適合事業者に提供する場合について

他の行政機関（A）の長から特定秘密の提供を受けた行政機関（B）の長が、当該特定秘密を、適合事業者に提供する必要が生じる場合があり得る。具体的には、これまで、警察庁が、自衛隊が使用する化学防護機材と同じものを装備するために、防衛省から提供を受け、当該化学防護機材の仕様書を契約業者に提供し、当該化学防護機材を製造させた事例があるところ、本法案の施行後、特定秘密について、同様の必要性が生じことが考えられる。

このような場合に、行政機関（B）の長が、特定秘密である事項（a）として提供を受けた情報を、自らの所掌事務に係る別表に掲げる事項（b）として、改めて特定秘密に指定した上で、これを適合事業者に提供するという方法をとることも考えられる。しかしながら、この方法によると、行政機関（A）の長は事項（a）を特定秘密に指定し得る一方、行政機関（B）の長は事項（b）を特定秘密に指定できない場合があり得、このような場合には行政機関（B）の長は適合事業者に特定秘密を提供することができなくなる。例えば、上記の事例でいえば、防衛省・自衛隊は、化学防護機材の性能を別表防衛の用に供する物の性能として本法案別表第1号チにより特定秘密に指定し得る一方、警察庁では、テロ対策の装備品については、その性能は本法案別表第4号には列举しておらず、テロ活動防止の観点からは、特定秘密の指定の対象とはならない。

また、行政機関（B）の長が、事項（b）として自ら特定秘密に指定して適合事業者に提供することとした場合、事項（a）を特定秘密に指定した行政機関の関知しないところで、これを適合事業者に提供することができる事になるが、これは事項（a）に係る特定秘密の保護の観点から不都合である。

以上を踏まえれば、本法案において、行政機関の長が、他の行政機関から提供を受けた特定秘密を、指定をした行政機関の同意を得た上で、適合事業者に提供することができる旨の規定を置く必要がある。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

20 外部から入手した情報を特定秘密に指定した場合の当該情報の入手先における措置について

本法案の特定秘密の指定の対象となる事項のうち、外部から入手した情報については、行政機関の長が特定秘密の指定を行った後も、当該情報は当該行政機関の外部に存在することから、特定秘密の指定との関係で当該入手先の措置について整理しておく必要がある。

1 基本的考え方

そもそも、行政機関の外部に一般に存在する情報（以下「一般情報」という。）は、指定の対象となったものであっても、指定をした行政機関と無関係に存在する限り、特定秘密ではあり得ない。例えば、仮に、作戦行動中の自衛隊の艦艇の位置が特定秘密であったとしても、事情を知らずに近傍を航行していた民間船舶の乗組員がこれを目撃したからといって、当該作戦行動に著しい支障を生じるわけではなく、また、そのような目撃を防止する手立てもないのであるから、これにより当該特定秘密が漏えいしたことにはならない。同様に、一般人が行政機関に情報を提供した場合でも、当該一般人が、当該情報がどのように収集、整理、活用され、どのような秘密として指定されているのかを承知していないければ、これを他人に漏らしたとしても当該特定秘密が漏えいしたことにはならない。

2 各入手先毎の措置

上記の基本的考え方を踏まえた上で、特定秘密に指定した一般情報の入手先の措置について検討すると以下のとおりである。

(1) 行政機関（A）が行政機関（B）から入手した情報を特定秘密に指定した場合

情報を提供した行政機関（B）において、当該情報を行政機関（A）に提供した段階では、当該情報がその所掌事務の関係で直ちに特定秘密に値すると評価されないことがあり得る。もっとも、このような場合、通常、情報提供を行った行政機関（B）と指定を行った行政機関（A）は、それぞれの所掌事務を遂行する上で密接な関係を有していると考えられ

るところ、行政機関（A）が当該情報を特定秘密に指定した上で、その旨と関係情報を知らせることによって、行政機関（B）にとっても、当該情報が特定秘密たる意義を有することがあり得る。したがって、このような場合には、両行政機関が協力し、行政機関（B）においても、これを特定秘密として指定することにより、当該特定秘密の適切な保護を図ることができる（第19条で措置）。

なお、特定秘密は、各行政機関の長が、その所掌事務に係る別表に掲げる事項について、それぞれ必要性を判断して指定するものであって、各行政機関の所掌事務が異なる以上、指定の観点も異なるため、同一の文書に記録等される情報について、複数の行政機関が重ねて指定をしても差し支えなく、これが漏えいした場合には、複数の特定秘密が漏えいしたと評価されることとなるが、包括一罪として処理されるものと考えられる。

(2) 都道府県警察から入手した情報を警察庁長官が特定秘密に指定した場合

警察庁と都道府県警察とは、国の警察機関であるか、都道府県の警察機関であるかの差異はあるものの、いずれも、警察法上、公共の安全と秩序の維持に当たるものであり、両者は同一の所掌事務を遂行しているものと言え、同一の行政機関において上下関係にある部局と同様に、当該情報は入手先の都道府県警察においても秘匿の必要性があることに変わりはない。このため、本法案においては、警察庁長官は、都道府県警察から提供を受けた事項について指定をしたときは、当該都道府県警察に対して指定した旨を通知するとともに、当該特定秘密の保護に関し必要な事項を指示することとし、当該都道府県警察において、当該指示に従い、保護の措置を講ずることとしている（第5条第3項で措置）。

(3) 行政機関の長が適合事業者から入手した情報を特定秘密に指定する場合

民間事業者が独自に有していた技術等の事項を、行政機関が提供を受けて特定秘密に指定したとしても、その事業者が引き続き保有する技術等の事項そのものは、1の基本的考え方にあるとおり、行政機関がその所掌事務を遂行するため種々の情報に基づき判断し、例えば、「レーダーの追尾技術」として指定した特定秘密とは異なるものであって、任意に保護措置をとることはともかく、本法案上の特定秘密として保護するものではない。

一方、例えば、行政機関との契約に基づき武器等を製造する場合に、適合事業者が特定秘密を化体する部品を製造したり、特定秘密に該当するデータを計測したりすることがあるが、これは、（行政機関が適合事業者から提供を受けた事項について特定秘密として指定するものではなく、）適合事業者が、既に特定秘密に指定されている「04式空対空誘導弾の設計図」や「04式空対空誘導弾の射程距離」といった事項の提供を行政機関から受けた上で、その設計図に基づいて誘導装置の部品を製造したり、誘導弾の飛距離を測定してデータ化したに過ぎず、これらは特定秘密が化体した物件や文書としてそのまま本法案第8条第2項の保護措置の対象となる。

平成25年9月 日
内閣情報調査室

21 外国の政府等に特定秘密を提供する場合に行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられることを確認する方法について

本法案第9条により、外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）に特定秘密を提供するに当たり、本法案の規定により行政機関が講じる保護措置に相当する措置が当該外国の政府等において講じられることを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられる。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法案の規定により行政機関が講じる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができる。

また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法案の規定により行政機関が講じる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられる。この場合、当該外国の政府等が必要な保護措置を講じなかったとしても法的な責任が生ずるわけではないが、かかる事実が明らかになった場合には、当該外国の政府等は、我が国のみならず他のすべての国との間で信頼関係を失い、以後、情報収集に支障を来すおそれが生じ得ることとなるため、必要な保護措置が講じられることが担保できるものと考えられる。

【参考】

○ 秘密情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定（平成19年8月10日署名、同日発効）（抄）

第六条 秘密軍事情報を保護するための措置

両締約国政府は、次の事項を確保する。

- (a) （略）
- (b) 秘密軍事情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密軍事情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。
- (c)～(f) （略）

○ 情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（平成22年6月25日署名、発効）（抄）

第一条

両締約者は、

- (i) 他方の締約者の情報又は資料を保護し、及び防護する。
- (ii) (i)に規定する情報又は資料が秘密の指定を受けているものである場合には、当該情報又は資料が、いずれかの締約者がその出所元の情報又は資料に関して定めた秘密指定を保持することを確保し、及び当該情報又は資料を合意された共通の基準で防護する。

○ 情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（平成23年10月24日署名、発効）（抄）

第七条

両締約国政府は、次の事項を確保する。

- (a) （略）
- (b) 秘密情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、当該秘密情報について当該秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。
- (c)～(g) （略）

○ 情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成24年5月17日署名、平成25年3月22日発効）（抄）

第五条 送付済秘密情報を保護するための原則

各締約国政府は、施行されている国内法令に従って、送付済秘密情報に対して次の規則を適用する。

- a 受領締約国政府は、全ての送付済秘密情報について提供締約国政府により与えられている保護と同等の効果を有する保護を与えるために適当な措置をとること。
- b～i (略)

平成25年9月20日
内閣情報調査室

22 本法案における「国」、「本邦」及び「日本国」の使い分けについて

「国」とは、国家、すなわち一定の領土に定住する多数の人民からなる団体で統治権を有するもの（吉国一郎他「法令用語辞典」第9次改訂版190頁）を意味する。

「本邦」とは、我が国自体を指す場合と、我が国の領域を指す場合とがあるが、後者の意味の「本邦」は、特に限定がなければ、規定の上では、我が国の全領域がこれに含まれることになる（前掲吉国一郎他712頁）。

「日本国」とは、刑法（明治40年法律第45号）において用いられるが、「日本国の領域すなわち領土、領海及び領空」（大塚仁他「大コンメンタール刑法」第1巻71頁）を意味する。

本法案においては、国を表す場合、外国の行政機関や諜報機関を意識した規定も設けられることから、外国ではない我が国であることを明確にするため、原則として「我が国」を用いるが、国一般を意味する場合には「国」を用い（第1条）、領域の含意を持つ場合には「本邦」を用い（第2条第2項）、国外犯適用の場面ではその分野の用法に倣い「日本国」を用いる（第24条第1項）こととした。

＜参照条文＞

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に關すること。

三～二十九 （略）

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）

第六十二条 法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持
及び整備に関する国際協力を行うこと。

五 （略）

2・3 （略）

○刑法（明治40年法律第45号）（抄）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に
適用する。

一～八 （略）

＜参考資料＞

○吉国一郎他「法令用語辞典」第9次改訂版190頁及び712頁（抄）

国

法令上「国」という語は、国家、すなわち一定の領土に定住する多数の人民から成る団体で統治権を有するものを法律上の権利義務の主体としてとらえる場合に用いるのが、普通である。（以下略）

本邦

我が国自体を指す場合と、我が国の領域を指す場合がある。日本銀行法40条に「本邦通貨」とあるのは、前者の例であり、外国人登録法1条に「本邦に在留する外国人」とあり、出入国管理及び難民認定法3条に「本邦に入つてはならない」とあるのは、後者の例といえよう。後者の意味の「本邦」は、特に限定がなければ、規定の上では、我が国の全領域がこれに含まれることになる（以下略）

○大塚仁他「大コンメンタール刑法」第1巻71、77頁（抄）

(2) 日本国内

日本国の領域すなわち領土、領海及び領空をいう。

（中略）

第2条　I 趣旨

本条は、2号から7号までに掲げる罪について、これらの罪が我が国の重要な国家的利益、社会的利益を害するものであることにかんがみ何人がどのような場所で犯してもこれを我が国で処罰しようとするもので、保護主義に基づく規定である。(以下略)

平成25年9月4日
内閣情報調査室

23 公益上特に必要があると認められる「準ずる業務」の例について

本法案では、第10条第1号イ及びロに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合には、行政機関の長が特定秘密を提供できる旨規定しているが、この「準ずる業務」としては、例えば、次のものが考えられる。

1 法律の規定において調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務の例

法律の規定において資料等の提出を求めることができる旨規定されている場合に、行政機関が当該規定により特定秘密の提供を求められたときには、当該行政機関は、案件毎に、提供の必要性と特定秘密の保護の必要性を比較衡量の上、特定秘密を提供する場合があると考えられる。

例えば、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条では、会計検査院の実地検査を受けるものは、これに応じなければならないとされ、また、同法第26条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに応じなければならないとされている。そして、同法第31条第2項では、これに応じない職員について、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求するとするとされており、会計検査において、会計検査院法第26条により特定秘密の提供を求められた場合には、行政機関の長は、特定秘密の提供することがあり得る。

また、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第17条、第87条及び第91条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申し立てについての調査について規定し、第100条第4項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、人事院が行う調査等において、特定秘密を提供する必要があるときは、行政機関の長は、特定秘密を本条の規定に基づき提供することがあり得る。

2 法律上の規定はないが、提供を受ける者が、その業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められる業務の例

財務省は、行政機関の予算に関する総括管理機関として、国の予算及び

決算の作成（財務省設置法第4条第2号）に関する事務をつかさどることから、例えば、防衛省の予算の査定を行う場合、その保有する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は量について、財務省は特定秘密の提供を受けることが業務上必要な場合が考えられる。

また、総務省は、行政機関の組織機構の管理及び定員管理に関する総括管理機関として、各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査（総務省設置法第4条第11号）に関する事務をつかさどることから、総務省が、例えば、防衛省情報本部の機構定員要求に係る業務を行うとき、各行政機関から特定秘密の提供を受けることが必要となる場合が考えられる。

【参考資料】

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

2 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

○会計検査院法第26条及び第31条第2項の解説（会計検査事務研究会編「会計検査事務必携」424～425頁、438頁）（抄）

・第26条

第1文前段は、事実確認のための資料提出要求の権限であり、第1文後段は、事実の生じた理由等に関し相手方に回答を要求する権限である。前段には検査を受けるものと規定し、後段には関係者と規定しているのは、実際に検査を受けるものやその上級官庁ばかりでなく、甲庁検査の結果乙庁に対し、あるいは、丙法人検査の結果その監督官庁に対し質問書を発して回答を求める場合もあるので、多少字句を変えているのであるが、後段についても、会計検査院の検査を受けない関係者にまで及ぼす意味ではない。

（中略）

なお、平成17年の法改正により、「帳簿、書類その他の資料……ものは、これに応じなければならない。」とする第2文が追加されたが、検査を受けるもの等が帳簿、書類等を提出し、質問に答え、あるいは出頭をなすべきことは当然のことであり、第25条後段と同様、検査のより一層円滑な実施のため、検査を受けるもの等の義務が法律上明記されたにすぎないものである。

（後略）

・第31条

第2項は、第24条で解説した計算証明の規定を守らない場合又は第26条で解説した資料提出要求、質問、出頭要求に応じない場合の懲戒処分要求であるが、この場合は、主觀的要件として故意又は重大な過失があったことを必要とするが、当該会計事務職員の行為により国に損害を与えたことを要件としない。いやしくも故意又は重大な過失により、計算証明の規定を守らなかつたり会計検査院の資料提出等の要求に応じなかつたりすれば、懲戒処分を要求することができるわけである。本条の規定の理由としては、第24条及び第26条の規定が会計検査院の職務遂行に当たっての最も基本的な方法を確保するための規定であつて、会計検査にとつては、必須の要件であり、会計事務職員によってこの規定が守られないならば、会計検査院の職責の遂行もできなくなる事態の生ずるおそれもあるので、そのようなことのないように規定されたものと考えられている。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（人事院の調査）

第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に關

する事項に関し調査することができる。

- 2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。
- 3 人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

(内閣総理大臣の調査)

第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項(第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。)に関し調査することができる。

2 (略)

(再就職等監視委員会への権限の委任)

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

(事案の審査及び判定)

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(調査)

第九十一条 (略)

2 (略)

- 3 処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
- 4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。
- 3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。
- 4 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。
- 5 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

○国家公務員法第100条第4項の解説（鹿児島重治、森園幸夫、北村勇「逐条国家公務員法」834頁）（抄）

（前略）

次に、本条第四項は、その前段で「前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。」と規定している。すなわち、人事院が行う本法第十七条の人事行政に関する調査、第八十七条の勤務条件に関する行政措置要求の調査、第九

十一条の不利益処分の不服申し立てについての調査等について職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。

(後略)

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

(文書提出命令等)

第二百二十三条 （略）

2～5 （略）

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 （略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2～4 （略）

○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

(所掌事務)

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 国の予算及び決算の作成に関すること。

三～六十七 （略）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 （略）

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

十二～九十九 （略）

24 第10条第1項第1号の特定秘密の「提供を受ける者」、「利用する者」及び「知る者」について

行政機関

特定秘密

提供を受ける者

当該提供の目的である業務を行う機関

- ・各議院、各議院の委員会、参議院の調査会
- ・警察、検察
- ・会計検査院、人事院、財務省、総務省 等

利用する者

当該提供の目的である業務を行う者

- ・各議院の議員
- ・捜査を行う警察官、検察官
- ・会計検査院、人事院、財務省、総務省等の担当官 等

知る者

当該提供の目的である業務遂行上の必要から
特定秘密を知ることとなる者

- ・各議院職員、議員秘書
- ・警察庁職員、科学捜査研究所の職員
- ・人事院等の担当官が業務遂行上の必要から照会を行う者 等

平成25年10月15日
内閣情報調査室

25 第10条第1項第1号ロの規定の修正について（「審理」の削除）

本法案第10条第1項第1号は、「特定秘密の提供を受ける者」の「業務」に必要があると認められる場合の行政機関の長からの特定秘密の提供を定めているところ、同号ロの規定に基づき提供を受ける者は捜査を行う警察又は公訴の維持を担当する検察であり、「審理」を業務とする裁判所が直接行政機関の長から提供を受けることはない。したがって、審理は同号の業務となることはないので削除する。

一方、原案において「審理」を規定していたのは、第22条第2項の「当該提供の目的である業務」として、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により特定秘密の提示を受けた裁判官の業務を読めるようにするためにあったが、この点は第22条第2項に明定することとする。

平成25年10月11日
内閣情報調査室

26 第10条第1項第1号口の規定の修正について（「第四百四条（同法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合」の削除）

本法案第10条第1項第1号口に規定している「刑事訴訟法（中略）第三百十六条の二十七第一項（（中略）及び第四百四条（同法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合」の下線部は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上、第1審に関する規定中公判に関するものが控訴審において準用され（第404条）、また、控訴審に関する規定が上告審において準用されている（第414条）ことから、控訴審及び上告審においてもインカーメラ提示について規定する刑事訴訟法第316条の27第1項が準用されるとの前提で、下線部を規定したものである。

しかしながら、同法第404条により第1審に関する規定中の公判に関する各条項が準用されるか否かは個々的に検討しなければならず、事後審査審としての控訴審の構造機能上の特質から、事実審理審としての第一審の公判に関する規定により得ない場合もあるとされるところ（条解刑事訴訟法1078頁）、第一審の判断の是非を判断する控訴審において、新たに争点や証拠を整理する必要が生じ、公判前整理手続又は期日間整理手續が行われることは、同法の予定するところではない。したがって、同法第316条の27及び第316条の28の規定は、同法第404条により準用されず、その結果、第414条においても、これら規定は準用されないと解されることから、上記の下線部の規定は削除することとする（なお、大コンメンタール刑事訴訟法528-529頁においても、刑事訴訟法第404条では公判前整理手續等を規定した同法第316条の2から同条の32の規定は準用されないとされている。）。

【参照条文】

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第四百四条 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

※ 第316条の27第1項は、第二編第三章（公判）に規定されている。

第四百十四条 前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

※ 第404条は前章に規定されている。

平成25年10月 日
内閣情報調査室

27 刑事訴訟規則第192条等に基づく裁判所への提示を第10条第1項 第1号の対象としないことについて

刑事訴訟手続においては、裁判長による訴訟指揮権（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第294条）の一環として、又は刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第192条に基づき、証拠書類又は証拠物等の提示を命じられる場合があるが、これらの提示は、公判前整理手続又は期日間整理手続におけるインカーメラ提示（刑事訴訟法第316条の27第1項又は第316条の28第2項）とは異なり、公判廷において行われるものであり、証拠の閲覧・謄写をさせないことと明文で定められているわけではない。

もっとも、実際には、公判前（期日間）整理手続が整備された現行の刑事訴訟法において、同整理手続によることなく、あえて刑事訴訟規則第192条等に基づく証拠提示命令を行った上で、裁判官がこれを被告人側に開示することはほとんど想定されないと考えられていることから、このような命令に基づく提示を本法案においてインカーメラ提示と並べて規定することも可能であるかのように見える。

しかしながら、本法案では、行政機関の長が特定秘密の提供を受け、又はこれを利用し、若しくは知る者を制限できる場合についてのみ、本法案に基づき特定秘密の提供を行うことができるとし、当該特定秘密の提供を受けた者は第21条により処罰の対象となることとしている。

この点、裁判長による訴訟指揮権又は刑事訴訟規則第192条によって裁判官が提示を受ける場合、法令の明文上、裁判官が被告人等に対して提示された証拠を開示することを禁じておらず、仮に開示をした場合には、当該開示は、刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、正当な行為であり、行政機関の長の制限が及ぶものではない。したがって、提示を受ける裁判官について、本法案の特定秘密を秘匿する義務があると言うことはできず、このような場合についてまで本法案に基づく特定秘密の提供を受けることができることとし、その漏えいに罰則を科することとすることはできない。

以上のことから、本法案においては、裁判長による訴訟指揮権又は刑事訴訟規則第192条による提示を、インカーメラ提示と並べて規定することとはしない。

なお、このような証拠提示命令がなされた場合には検察官はこれに従って証拠を提示せざるを得ず、この場合、検察官が証拠提示命令に従う義務と本法案に基づき特定秘密を保護する義務との調整が必要であるが、かかる調整は、裁判所による証拠提示命令により、当該特定秘密の非公知性を維持することができなくなったとして、指定を解除することによって行うほかない。したがって、行政機関の長が第10条第1項第1号ロに基づき特定秘密を捜査機関に提供する際には、上記のように特定秘密を解除せざるを得ないおそれがあり得ることも勘案した上で、提供の可否を判断することになる。

【参照条文】

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第二百九十四条 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十八条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

② 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

○刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）（抄）

（証拠決定についての提示命令）

第一百九十二条 証拠調の決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。

平成25年10月 日
内閣情報調査室

28 令状発付裁判官への提示を第10条第1項第1号ロの対象としないことについて

特定秘密の漏えい事件等の捜査において、逮捕状等の令状を裁判官（以下「令状発付裁判官」という。）に請求する際、特定秘密を提示又は提供する場合、当該裁判官についても、本法案第10条第1項第1号ロに規定する「当該捜査（中略）に必要な業務に従事する者」に含まれるか否かが問題となるが、同じく捜査機関の依頼を受け捜査に必要な業務として鑑定や通訳を行う鑑定人や通訳人とは異なり、令状発付裁判官は司法の立場から令状発付の可否を判断するのであって、「捜査（中略）に必要な業務」としてこれを行っているわけではなく、当該裁判官は「捜査に必要な業務に従事している者」ということはできない。

なお、令状請求に際しての特定秘密の裁判官への提示を刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項の規定によるいわゆるインカメラ提示と同様に規定することについては、令状発付裁判官は、法律上、令状請求に当たって提供を受けた資料を第三者に開示してはならない旨規定されているものではなく、インカメラ提示と同様のものであると解することはできないことから、令状発付裁判官の場合については、規定しないこととする。

平成25年10月10日
内閣情報調査室

29 第10条第1項第1号と会計検査について

会計検査院が実施する会計検査は、日本国憲法第90条及び会計検査院法に基づくものであり、本法案第10条第1項第1号に規定する「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当する。

また、会計検査院法第26条は、会計検査院から帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならぬ旨規定しているところ、これまでも、同条に基づき、会計検査院は安全保障に関する秘密も含めおよそすべての情報の提供を受けることができるとされてきた以上、同院が提供を受けた情報を利用することにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすことが有り得ると想定されてきたとは考えられない。したがって、本法案施行後においても、特定秘密を保有する行政機関の長が、会計検査院から検査上必要があるとして提供を求められた場合に当該特定秘密を提供し、会計検査院が当該特定秘密を利用するときに、本法案第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認め」られない場合はないと解される（ただし、同院において、提供を受けた特定秘密を保護するために必要な同号に基づく措置が講じられる必要がある。）。

したがって、憲法第90条第1項に規定される会計検査院の権限（「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査」すること）は、本法案によって何らの影響を受けるものではない。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、

書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

30 適性評価の頻度について

1 適性評価の隨時見直しの必要性

本法案で導入する適性評価において行う調査事項は、評価対象者の日常の行動や活動に密接に関わるものであり、日々変化することも予想されるものであることから、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であっても、状況の変化が認められ、適性評価を改めて行う必要があると認められる場合には、隨時これを行うことができることとすることが適當である。

実際に、行政機関の長は、例えば、職員が懲戒処分を受けたり、精神疾患にかかったり、又は飲酒を起因として書類を紛失するなど、適性評価の調査事項に関し、その行動や状況に変化があったことを、職員の日頃の業務遂行を指揮監督する中で把握することができる。また、適性評価を実施し、その後、特定秘密の取扱いの業務を開始した後に、一見しては評価事項に変化が見受けられなかつたとしても、既に行つた調査結果を踏まえ、新たに置かれた評価対象者本人の状況を勘案し、改めて調査を行うことが必要な場合もあり得る。

また、本法案においては、適合事業者の従業者も評価対象者となり得るが、適合事業者が、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の行動や状況の変化を把握した場合には、再度適性評価を実施することが必要なものとして、行政機関の長に報告しなければならない旨を適合事業者との契約に付す予定であり、行政機関の長は、職員の場合と同様に適性評価を適切に行うことができることを確保することとしている。

そこで、本法案第11条第1項第3号では、「直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認めるについて疑いを感じさせる事情があるもの」について、適性評価を実施することとし、適性評価を実施した後も、評価対象者の状況の変化に応じ、改めて適性評価を実施することを可能として特定秘密の漏えいの防止に万全を期することと

している。

2 適性評価の定期的な見直し期間の設定について

(1) 定期的な見直し期間の必要性

適性評価については、上記1のとおり、直近の適性評価の実施時期にかかわらず、再度適性評価を実施することを可能としているが、必ずしも、全ての者に状況の変化があり、隨時に適性評価がなされるとは限られず、定期的な見直し期間を設定しない場合、長期間にわたって適性評価がなされないままとなる者が生じる可能性が否定できない。

したがって、本法案では、行政機関の長が適性評価の見直しを行うまでの期間を設定し、評価対象者の行動や状況の変化にかかわりなく、定期的に適性評価を実施することを法律上義務付け、適性評価の見直しに仮にも漏れが生じることがないよう措置を講じることとする。

(2) 定期的な見直し期間を短期間とした場合の支障

本法案の施行に伴い、適性評価の実施体制を強化したとしても、次のとおり、適性評価制度導入に伴う事務量は相当増加するものと見込まれ、評価対象者の行動や状況の変化にかかわりなく、適性評価の見直しを行う期間を短期間とすることは、各行政機関における適性評価の実施体制と事務量との関係に鑑みると適切ではないし、その間に評価対象者の行動や状況に変化があった場合には、上記1のとおり、これを把握し得る行政機関の長が、適性評価を改めて実施できることとなっており、特定秘密の取扱いに遺漏が生じることはない。

ア 適性評価制度導入に伴う事務量の増加

本法案で導入する適性評価制度においては、あらかじめ評価対象者に、法律で規定された調査事項について調査を行う旨や、必要な範囲において公私の団体に照会等を行うことがある旨等を告知した上で、同意を得て実施するものとし、また、適性評価の結果等を評価対象者に通知することとしているほか、適性評価に関する苦情の申出制度を設けることとしている。これら適性評価の実施手続はいずれも、現行の適格性確認制度では規定されていないものであり、必ずしも同意を取得することとはしていなかった現行の適格性の確認とは異なり、行政機関がこれら諸手続を経た上で適性評価を実施することが必要となる。

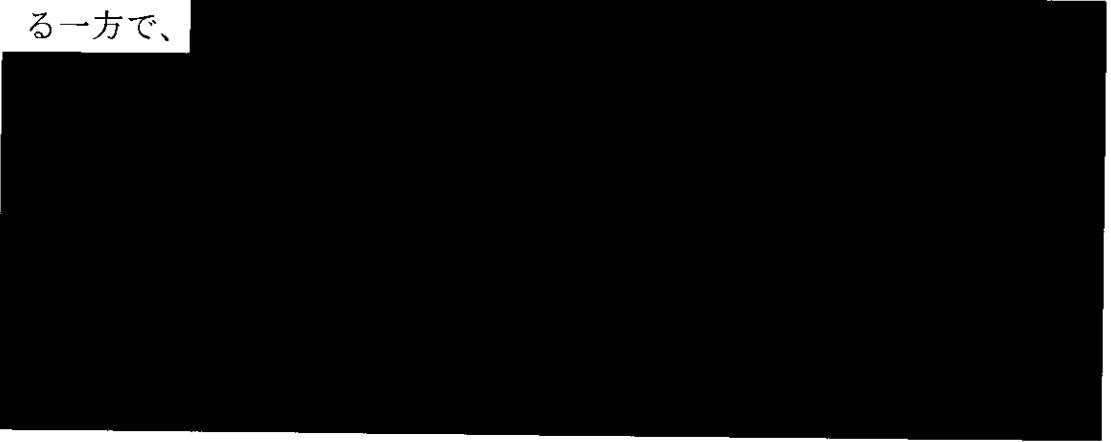
さらに、現行の適格性確認制度は、人事管理情報に基づいて調査を行っているのに対し、本法案では、行政機関の長に公私の団体等への照会権限を付与することとしており、評価対象者について、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認めるかどうかの判断を行うに当たっては、本人申告の真偽や申告された事項の詳細を確認したり、行政機関では通常把握し得ない事項を確認するため、必要な範囲内で公務所その他公私の団体への照会等を行うこととしている。例えば、評価対象者が精神疾患を理由として過去に休職したことがある場合、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性について、評価対象者本人や同僚に質問したり、主治医に照会するほか、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力があるのかどうか判断することとなる。また、評価対象者に自己の資力に照らし不相応な借入れがあることが判明した場合、その借入れの目的や返済計画について、評価対象者本人に質問したり、借入先の金融機関に照会するほか、当該借入れ以外にも借入れがあることが疑われる場合には、信用情報機関に当該評価対象者の信用状態について照会を行い、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を総合的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを判断することになる。このように、本法案の適性評価の実施には、手続面に加え、評価対象者に関する調査のいずれにおいても、行政機関に相当な新たな事務が発生することが想定される。

さらに、現行の適格性確認制度が行政機関の職員だけを対象にしているのに対し、適性評価制度においては適合事業者も対象となることから、対象者の人数も相当数増加する見込みである（契約業者における防衛秘密の取扱者は現在約3,200人）。

イ 適性評価の実施体制の限界

現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）では、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができることとす

る一方で、



(3) 見直し期間の具体的期間（5年）

適性評価と類似した事項を調査し、不適格者を排除する仕組みとしては、警備業の認定制度があり、警備業を営む者の要件を定める警備業法（昭和47年法律第117号）第3条では、暴力団関係者、アルコール中毒者、薬物中毒者、精神機能の障害による警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断等を行うことができない者等を欠格事由としている。これらの欠格事由も、対象者の日常の行動や活動に密接に関わるものであり、時の経過に従いこうした状況に変化が生じることも予想されるものであるところ、欠格事由に該当していることが判明したときは、その認定は取り消すことができる（警備業法第8条）としつつ、5年（警備業法第5条第4項）ごとに認定の見直しをすることとしている。

また、諸外国においても、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価について、総じて概ね5年以内に適性の見直しを行うこととなっている。例えば、米国においては、適性評価の調査は、基本的に連邦人事管理局が行っているところ、連邦人事管理局で実施する調査は約190万件（ただし、クリアランスの総件数であり、機密情報に関するものに限られない。）に及び、その1件当たりの平均調査日数は16.6日、1人に要する調査費用は3,711ドル（機密情報に関するクリアランスの場合）とされており、相当なコストをかけて調査が実施されている（別添「米国連邦政府におけるセキュリティクリアランス」参照）ところであり、その定期的な見直しの期間は、適性評価制度の実効性と行政機関の負担とのバランスを考慮したものと考えられる。

これらのことから、適性評価の定期的な見直しの期間は5年とすることが適当である。

<参照条文等>

○カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）（抄）

第2部 政府統一基準

3 人的管理

(1) 秘密取扱者適格性確認制度

イ クリアランス手続の構成

[REDACTED]

○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン（平成20年9月2日カウンターインテリジェンス推進会議承認）（抄）

V 適格性の見直し等

2 定期的な見直し

[REDACTED]

○警備業法（昭和四十七年七月五日法律第二百七十九号）（抄）

（警備業の要件）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

八～十一 (略)

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

(認定手続及び認定証)

第五条 (略)

2、3 (略)

4 認定証の有効期間（第七条第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 (略)

（参考）諸外国における適性評価の有効期間

国	最も機密性の高い秘密情報を取り扱わせる者の適性評価に係る定期的な見直し期間	備考
アメリカ	5年	
イギリス	7年（初回5年）	一部の民間事業者は3～5年
ドイツ	10年	5年ごとに調査表を提出
フランス	5年	

米国連邦政府におけるセキュリティクリアランス

1 実施機関

- ・ クリアランス付与の決定は、連邦各行政機関
- ・ 調査の実施は、連邦人事管理局
(OPM=Office of Personnel Management)

～2005年2月から、連邦政府のクリアランス業務の約90%をOPMが実施
国防総省が実施していたクリアランスも機能、人員とともにOPMに移管
個別の調査費用は、調査を依頼した各行政機関が負担

2 クリアランス調査に係る人員、能力、費用

- ・ OPMの人員（連邦職員+請負スタッフ）：9,400人（うち約7,000人が現場スタッフ）
- ・ 平均調査均日数：166日（+各行政機関の決定に平均39日要する）
～電子質問表及びその電算処理により、以前より2～3週間短縮
- ・ 連邦政府全体の年間総件数：約190万件
- ・ 1人に要する調査費用：
 - ・ 機密 3,711ドル
 - ・ 機密（更新）2,509ドル
 - ・ 極秘 202ドル

3 他機関との連携

○ F B I

- ・ O P Mから氏名を提示して情報確認（30日以内で調査完了）
- ・ 2006年会計年度で約129万件実施

○ 国務省

- ・ O P Mからパスポート記録の照会
- ・ 手続に要する日数は、電子化で平均17日に短縮（以前は90～110日）

○ その他

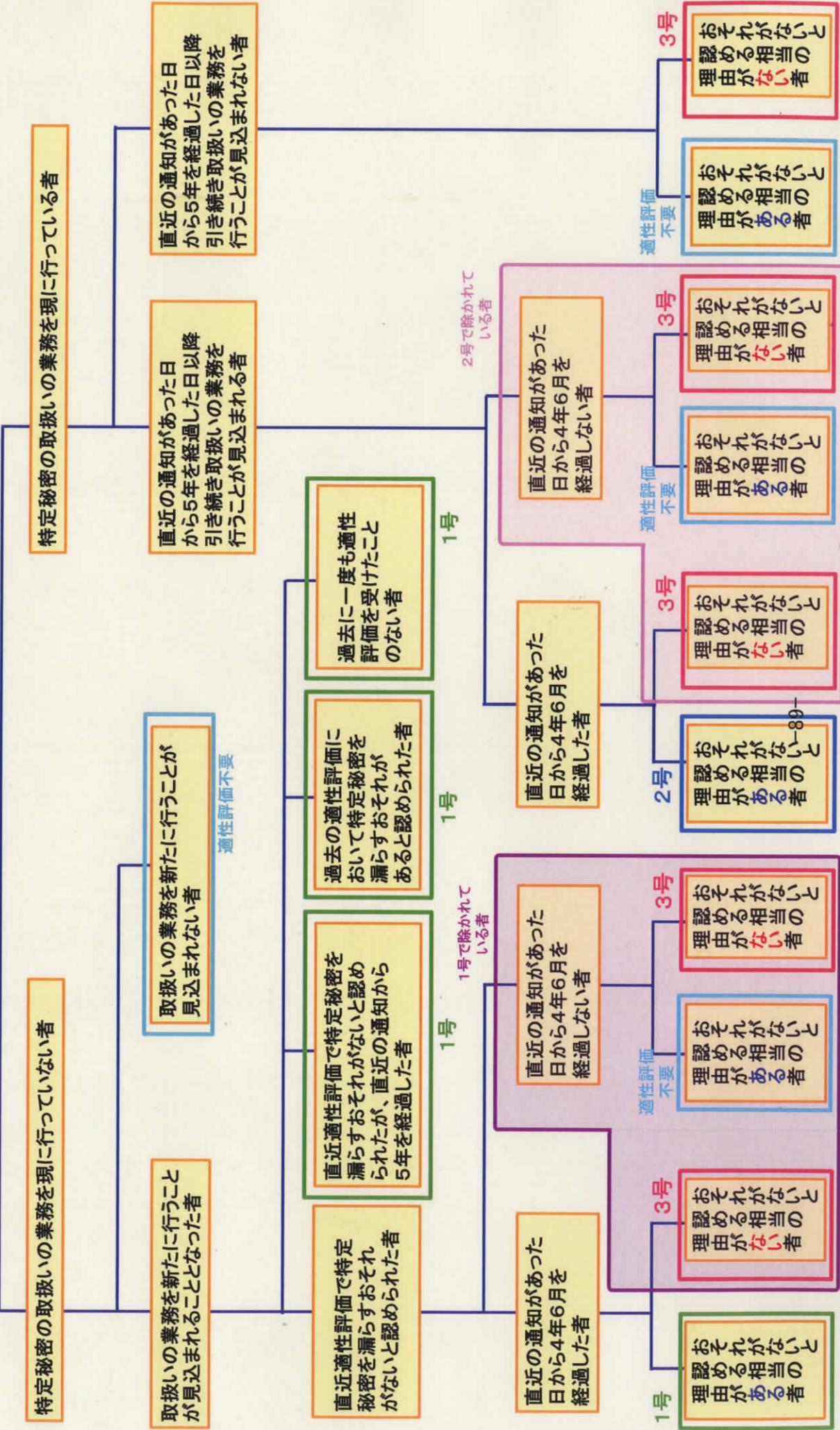
- ・ 軍歴記録の照会も電子化
- ・ 州警察に対する刑事記録の照会も一部の州で電子化

出典：OPM 公表資料、GAO（会計検査院）公表資料、永野論文

31 第12条各号に掲げる適性評価の対象となる者について

当該行政機関の職員(警察庁にあっては警察本部長を含む。)又は適合事業者の役職員

※直近適性評価: 適性評価の結果の通知の日から5年を経過していないもの。



平成25年10月7日
内閣情報調査室

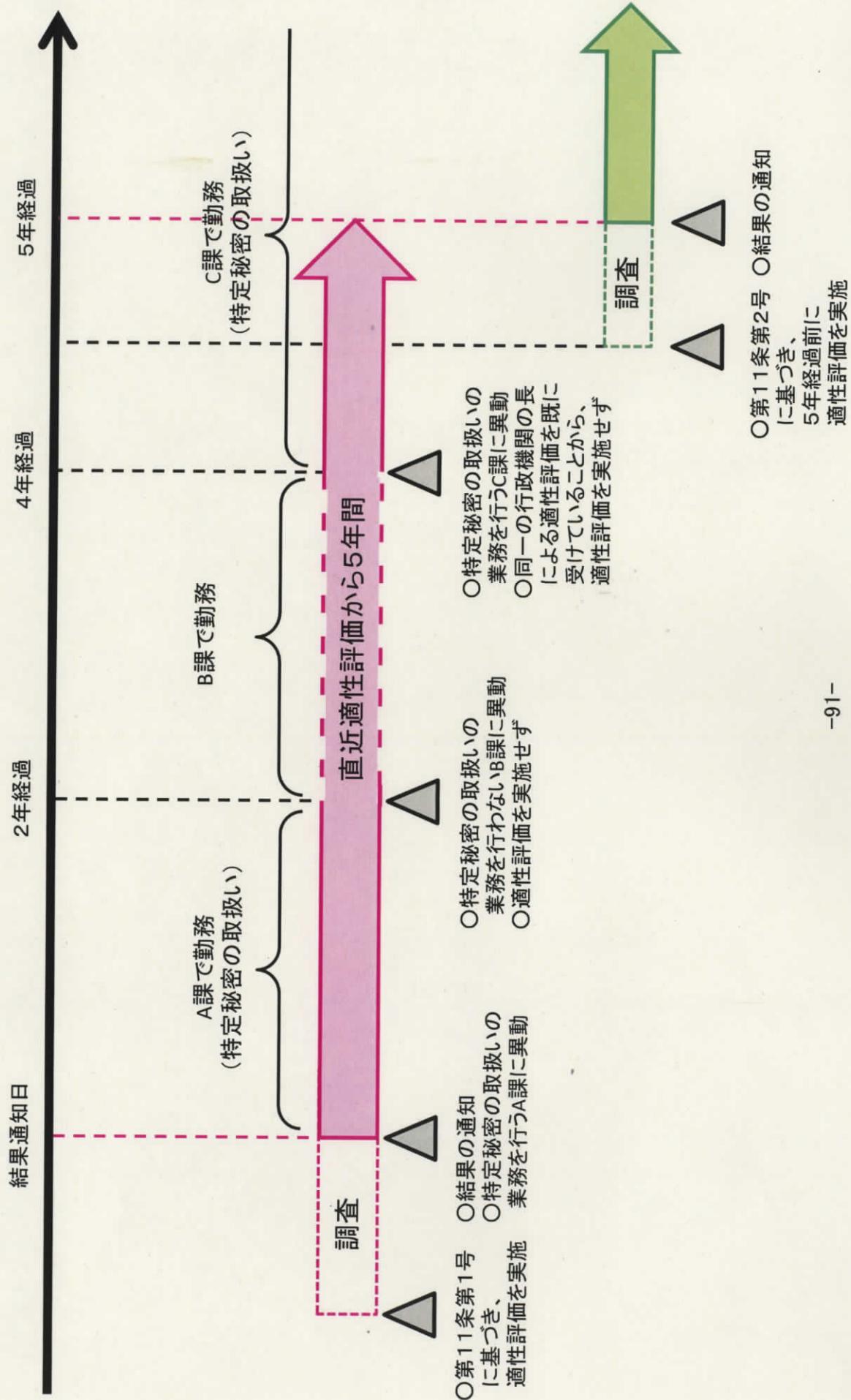
32 第12条第1項各号の関係について

本法案では、行政機関の職員が当該行政機関において、特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱い業務」という。）を新たに行なうことが見込まれることとなった場合には、第12条第1項第1号により、一方、取扱い業務を現に行っており適性評価から5年経過後も引き続き取扱い業務を行うことが見込まれる場合には、同項第2号により、適性評価を実施することとしている。したがって、職員が取扱い業務を行う場合には、通常、第1号又は第2号のいずれかの適性評価を受けることとなる。

一方、第3号による適性評価は、現に適性評価を受けている者で取扱い業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合（以下「疑いがある場合」という。）に実施するものであり、第3号と第1号及び第2号との間で適用が重複することはない。すなわち、第1号との関係では、第1号により新たに適性評価を実施する場合には、当該評価対象者は取扱い業務を行っているわけではなく、仮に疑いがある場合に該当するとしても、第3号による適性評価として評価対象者にその旨を告知した上で（第12条第3項第3号）、取扱い業務に従事させないという措置（第11条柱書）を執る必要はないから、第1号により適性評価を実施すれば足りる。ただし、第1号による適性評価の後に、実際に取扱い業務に就く前に、又は取扱い業務について以降に、疑いがある場合に該当する場合には、既に適性評価を実施したのであるから第1号に該当するものではなく第3号に該当し、第3号による適性評価が必要となる。

次に、第2号との関係では、現に取扱い業務を行っている場合で、当該者が第3号の疑いのある場合に該当するときには、第3号に該当する者であるから、第2号の適性評価の実施該当性の有無にかかわらず、第3号の適性評価を受ける必要がある。

33 特定秘密の取扱いの業務を行わない職に異動した後、再び取扱いの業務を行う者についての適性評価について



平成25年10月7日
内閣情報調査室

34 修文の趣旨について（第12条第1項第1号括弧書の追加（第15条第1項第1号も同様））

括弧書により本法案第12条第1項第1号から除かれる者としては、具体的には、同一の行政機関において、特定秘密の取扱いの業務を行っていた職員が取扱いの業務を行わない職に異動し、その後、再び取扱いの業務を行う職に転任する場合がある。これは、現に取扱いの業務を行っているか否かにかかわらず、行政機関においては、日頃の職務における態様を始めとした人事管理情報等に基づいて、適性評価の調査事項に関する当該職員の変化を一定程度把握することが可能であり、また、適性評価に伴う事務量の増加に鑑みると、一度取扱いの業務を行わない職に異動したことのみをもって、改めて適性評価を行うのは実務上困難であるためである（別紙参照）。ただし、直近に実施した適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた場合であっても、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある者や適性評価を実施した行政機関以外の行政機関に異動したことのある者等については、引き続き当該おそれがないとは認められないことから、本号括弧書には該当せず、当該者については、改めて適性評価を実施することになる。

特定秘密の取扱いの業務を行わない職に異動した後、再び取扱いの業務を行う者について適性評価を実施する実務上の困難について

1 適性評価の実施に伴う事務量の増加

現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）では、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができるとしている。

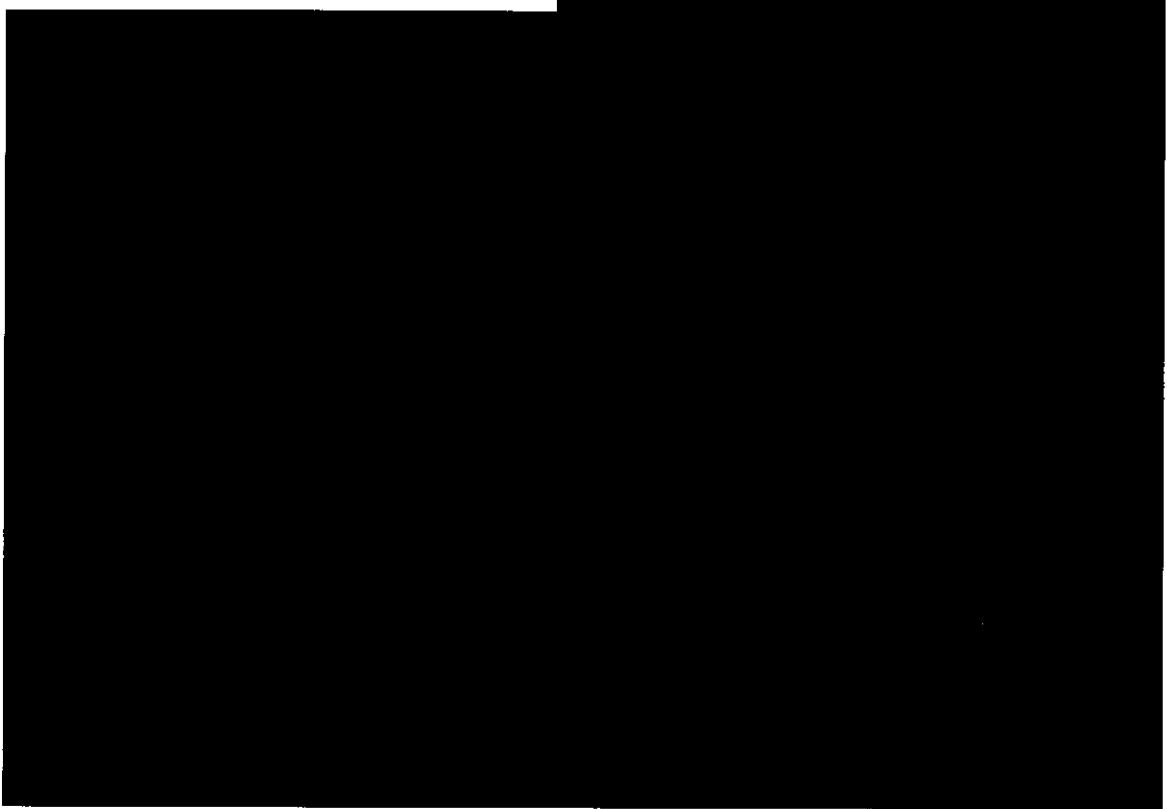
本法案で導入する適性評価制度においては、現行の適格性確認制度では規定されていない実施手続が定められており、あらかじめ評価対象者に、法律で規定された調査事項について調査を行う旨や、必要な範囲において公私の団体に照会等を行うことがある旨等を告知した上で、同意を得て実施するものとし、また、適性評価の結果等を評価対象者に通知することとしているほか、適性評価に関する苦情の申出制度を設けることとしている。

さらに、現行の適格性確認制度は、人事管理情報に基づいて調査を行っているのに対し、本法案では、行政機関の長に公私の団体等への照会権限を付与することとしており、評価対象者について、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認めるかどうかの判断を行うに当たっては、本人申告の真偽や申告された事項の詳細を確認したり、行政機関では通常把握し得ない事項を確認するため、必要な範囲内で公務所その他公私の団体への照会等を行うこととしている。例えば、評価対象者が精神疾患を理由として過去に休職したことがある場合、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性について、評価対象者本人や同僚に質問したり、主治医に照会するほか、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力があるのかどうか判断することとなる。このように、本法案の適性評価の実施には、手続面に加え、評価対象者に関する調査のいずれにおいても、行政機関に相当な新たな事務が発生することが想定される。

さらに、現行の適格性確認制度が行政機関の職員だけを対象にしているのに対し、適性評価制度においては適合事業者も対象となることから、対象者の人数も相当数増加する見込みである（契約業者における防衛秘密の取扱者は現在約3,200人）。

2 適性評価の実施に関する体制の限界

現行の適格性確認制度において、



平成25年9月20日
内閣情報調査室

35 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある「その他の活動」について

本法案第2条第2項においては、「特定有害活動」として、いわゆる諜報活動及び大量破壊兵器関連物資の不正取引を、それぞれ第1号と第2号に具体的に列挙している。

しかしながら、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動は、これらに尽きるものではなく、様々なものが考えられる。例えば、

- 北朝鮮による拉致問題にみられるような、外国の工作機関が日本人を拉致する活動
- 外国における騒乱や戦乱において、国外の在留邦人の避難を妨害する活動
- 我が国において反乱団体その他の非合法活動を行う団体を組織し、又はこれらの団体に資金や兵器等を援助する活動
- 脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動

等の我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動を外国の関係機関が自国の利益を図るために行なうことが想定されるが、これら様々な活動は、時々の国際情勢等の状況に応じてなされたり、また、我が国政府の対応の裏をかくべく、予想外の活動がなされることが想定されることから、予めこれらの活動をすべて本法案に規定しておくことは困難である。

このため、本法案では、第2条2項第1号及び第2号に掲げる活動のほかに、「その他の活動」を規定することとしている。

平成25年8月 日
内閣情報調査室

36 大量破壊兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の例について

本法案第2条第4項においては、「特定有害活動」の一つとして、同項第2号に「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の国際取引」を規定しているが、ここでいう「これらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物」としては、例えば、以下のようなもので、一定の諸元を有するものが考えられる。

- ガス遠心分離機（ウランの濃縮に使用される。）
- 耐食性の反応器（軍用の化学製剤の製造に使用される。）
- 凍結乾燥器（軍用の細菌製剤の製造に使用される。）
- ロケットの誘導装置

平成25年8月 日
内閣情報調査室

37 「公務所若しくは公私の団体」中の「公務所」と「公私の団体」の関係について

「公務所若しくは公私の団体」中の「公務所」と「公私の団体」の関係について、主な法律では以下のとおり整理されている。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百九十七条 （略）

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3～5 （略）

（解説）

「公務所」には、国家機関（裁判所も含まれる）のほか地方公共団体の機関も含まれる。外国の公務所は含まれない。「公私の団体」には、広く公私の団体が含まれ、法人格の有無を問わない。しかし、公務所及び公の団体と並べて規定されていることや個人を挙げていないことから、社会的機能において実質的に個人と同視されるような私的団体は除外されると解されている。

（大コンメンタール刑事訴訟法第四巻 197 頁）

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（公務所等への照会）

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（解説）

「公務所」とは、都道府県庁、市役所、区役所等の官公庁その他公務員が職務を行う場所をいう。都道府県等に設置された保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等を含む。

「公の団体」には、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等が含

まれる。

(注釈銃砲刀剣類所持等取締法 378 頁)

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

(抄)

(公務所等への照会)

第九十一条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(解説)

「公務所」には、国の機関のほか、地方公共団体の機関も含まれる。国の機関としては、検察庁、裁判所、保護観察所等が考えられ、地方公共団体の機関としては、警察官署等が考えられる。

「公私の団体」とは、学校、病院、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれる。法人格の有無は問わない。

(「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」逐条解説 449、450 頁)

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）(抄)

(事実の調査)

第十九条の十九 (略)

2 (略)

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(解説)

「公務所」とは、公務員その他法令により公務に従事する職員が職務を行っている機関をいい、物理的な場所を意味するのではなく、制度としての官公署その他の組織体を意味する。また、「公私の団体」とは、公的又は私的な特定の目的のために複数の人が結合したものをいい、法人格の有無は問わない。

(出入国管理実務六法平成 25 年版 30 頁)

平成25年8月 日
内閣情報調査室

38 適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、理由を通知することについて

本法案では、評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認めた旨を通知するときは、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、特定秘密を漏らすおそれがあると認めた理由を通知することとしているが、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保とは、それぞれ次の意味で用いている。

まず、適性評価の実効性の確保とは、特定秘密を漏らすおそれがあるかどうかを調査する適性評価制度そのものの実効性に支障が生じることがないようすることを意味している。例えば、特定秘密を漏らすおそれがあると認めた理由が具体的に通知された場合、適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の実効性の確保に支障が生じる可能性がある。

一方、適性評価の円滑な実施の確保とは、適性評価においては、関係者の協力や情報提供等を得て調査が行われるところ、当該協力等の確保に支障が生じることがないようにすることを意味する。例えば、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることもある。

平成25年10月11日
内閣情報調査室

39 第16条第1項の修文の趣旨について

1 「自衛隊法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号」を追加する趣旨

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第48条は、学生又は生徒の分限及び懲戒の特例を定めるものであり、学生又は生徒についても、特定秘密の取扱いの業務を行う職への配属を前に、取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれる者として適性評価の対象となることがあり得ることから、学生又は生徒の分限事由及び懲戒事由を掲げる第48条について規定することとしたものである。

2 「これらに準ずるものとして政令で定める事由」を追加する趣旨

第16条第1項は、欠格事由、分限事由又は懲戒事由が法文上掲げられている条項を列記し、適性評価に関する個人情報の目的外利用・提供の例外となる場合を規定しているが、本項に規定する事由のほかに、

- 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づき人事院規則11-4（昭和27年人事院規則11-4）において条件付採用期間中の職員についての分限の事由が、
- 自衛隊法に基づき自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）において条件付採用期間中の隊員及び臨時に任用された隊員について分限できる場合が、
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき職員の分限等について定める都道府県の条例において、職員の降給の事由や条件付採用期間中の職員及び臨時に任用された職員について分限できる場合が、それぞれ規定されており、これらの規定に定められた事由等について政令で規定することとする。

【参照条文】

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）
(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るもの）を除く。次項において

同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定は、適用しない。

一 臨時的職員

二 条件付採用期間中の職員

- ② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

○人事院規則一一一四(職員の身分保障)(昭和二十七年人事院規則一一一四)(抄)

(条件付採用期間中の職員の特例)

第十条 条件付採用期間中の職員は、次に掲げる場合には、いつでも降任させ、又は免職することができる。

一 法第七十八条第四号に掲げる事由に該当する場合

二 特別評価の全体評語が下位の段階である場合又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

三 心身に故障がある場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(学生又は生徒の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長(以下この条において「校長等」という。)は、防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。)又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。
- 一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠った場合
 - 二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつた場合
 - 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合
- 4・5 (略)
(適用除外)

第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び行政不服審査法の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員、学生及び生徒については、適用しない。

(委任規定)

第五十一条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）
(条件附採用期間中の隊員等の分限)

第六十三条 任命権者は、条件附採用期間中の隊員又は臨時的に任用された隊員が法第四十二条第四号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良、心身の故障その他の事由によりその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合若しくは臨時的に任用しておく必要がなくなった場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができる。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）
(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 (略)

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 (略)
(適用除外)

第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定を適用しない。

- 一 条件附採用期間中の職員
 - 二 臨時的に任用された職員
- 2 前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

<地方公務員法第二十七条第二項に規定する条例の定めの例>

- 職員の分限に関する条例（昭和二十八年静岡県条例第三十三号）（抄）
(降給の事由)

第三条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを降給することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 前号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

- 職員の分限に関する条例（昭和二十六年神奈川県条例第五十三号）（抄）
(降給の事由)

第二条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

- 一 勤務能率が低下した場合
- 二 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

<地方公務員法第二十九条の二第二項に規定する条例の定めの例>

- 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和二十八年愛媛県条例第四号）（抄）
(条件附採用職員の降任及び免職)

第二条 条件附採用職員は、法第二十八条第一項第四号に掲げる事由に該当する場合又は勤務実績が良くないこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合には、何時でも降任させ、又は免職することができる。

- 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）（抄）
(条件附採用期間中の職員の分限)

第六条 条件附採用期間中の職員が、法第二十八条第一項各号に掲げる事

由のいずれかに該当する場合又はこれらに準ずる事由により、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合は、その意に反して、降任し、又は免職することができる。

2 (略)

平成25年9月20日
内閣情報調査室

40 本法案の「特定の個人を識別することができることとなるもの」について照合の容易性を要しない理由

本法案の「個人情報」の定義において用いられる「特定の個人を識別することができるもの」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）は「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定し、照合の容易性を要することとする一方、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）は「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定し、照合の容易性を要しないこととしている。

行政機関個人情報保護法が照合の容易性を要件としていないのは、行政機関における個人情報の取扱いについてより厳格に規律するという目的によるものとされている（総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」）。

本法案の適性評価の実施に当たって取得する個人情報についても、評価対象者のプライバシーに深く関わる情報を含み、その取扱いについてより厳格に規律する必要があることから、行政機関個人情報保護法に倣い、照合の容易性を要件としないこととする。

＜参照条文等＞

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～6 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十
八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3～5 (略)

○総務省行政管理局「解説 行政機関等個人情報保護法」

（参考5）照合の容易性を要件としないこととした理由

旧法（※1）第二条第二号では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む」と規定しており、他の情報との照合について容易性を要件としていたが（基本法（※2）第二条第一項も同じ。）が、本法では、行政機関における個人情報の取扱いについてより厳格に規律する観点から、照合の容易性を要件としていない。

（※1）行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）

（※2）個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

平成25年9月20日
内閣情報調査室

41 適性評価の実施について委任規定を置く理由について

1 適性評価の実施権者の考え方

外国情報機関等による漏えいの危険に常にさらされている特定秘密の漏えいを防ぐため、本法案では、適性評価制度を導入し、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみに特定秘密の取扱いの業務を行う者を制限することとしている。したがって、適性評価は、特定秘密の保護措置を講ずる者である行政機関の長が実施することが原則である。

2 適性評価と任命権との関係

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施する評価であり、任命権と直接結び付くものではない。しかしながら、適性評価は、評価対象者に関する基本的な人定事項に加え、懲戒の経歴に関する事項、精神疾患に関する事項等の人事管理に関する情報を含めて調査するものであり、通常、これらの情報は、任命権者に集約されている。

そもそも、任命権とは、官職に欠員を生じた場合に、採用、昇任等の方法によりこれを補充する権限のみならず、職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者がこれを行うこととなっており（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第61条）、また、懲戒処分についても、任命権者がこれを行うこととなっており（国家公務員法第84条第1項）、人事管理上の包括的な権限を意味するとされている（「逐条国家公務員法」参照）。

一方、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなつた者について実施するものであり、その実施に当たっては将来的な人事構想を踏まえた上で、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的に職員の適性評価を実施することが必要となる。また、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合には、行政機関の長は、その職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者から除外するととも

に、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職に転任させるといった措置を講じることが必要となる場合があり得る。これら措置は任命権者が行う措置であり、適性評価は、任命権と密接に関わっている。

ところで、国家公務員法第55条第2項は、「任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。」と規定するなど、行政機関の長等の任命権は委任することができるとされている。上記のような任命権と適性評価との密接な関係を踏まえると、本来、適性評価は行政機関の長が実施すべきものではあるが、任命権者がこれを行うことにより、適性評価を効果的に実施するとともに、適性評価の結果を踏まえた具体的な措置を適切に講ずることが可能となるものと考えられる。

例えば、防衛省においては、自衛隊法第31条第1項の規定により、防衛大臣の委任を受けた者が職員の任免等を行うこととされており、防衛大臣から委任を受けた幕僚長等に人事管理情報等が集約され、隊員の任免等がなされていることから、防衛大臣自らが適性評価を行うよりも、防衛大臣から任命権の委任を受けた幕僚長等が適性評価を行うこととすることが適切であると考えられる。

3 適性評価の実施に関する委任規定

上記2のとおり、適性評価と任命権との関係に鑑みると、任命権と同様、適性評価の実施に関する事務についても委任することができることとし、適性評価の実施と特定秘密の取扱者の制限をより効果的に行うこととする。

なお、行政機関の長から適性評価の実施を委任される者は、当該行政機関の長の指揮命令下にある者であり、行政機関の長自らが実施する適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、統一的な適性評価の実施に齟齬が生じることはないものと考えられる。

(参考) 任命権の性質

「任命権」とは、その協議の文理上の意味は職員を任命する権限、すなわち、官職に欠員を生じた場合に、採用、昇任等の方法によりこれを補充

する権限であるといつてもよいであろうが、本法においては、職員の休職、復職、退職および免職は任命権者がこれを行うこととなつておる（法六一）、また、懲戒処分についても、任命権者がこれを行うことになつてゐる（法八四Ⅰ）。本条の任命権の意義を狭義のそれと解する考え方もありますが、人事は本来、一体として行われるべきものであり、任命権とはそもそも人事管理上の包括的な権限を意味すると考えることが妥当である。
(鹿児島重治他編「逐条国家公務員法」370ページ)

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（任命権者）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

2 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

3 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（任命権者及び人事管理の基準）

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。

2 (略)

○任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）（抄）

（尉たる自衛官の任免）

第26条 尉たる自衛官の任免は、当該幕僚長が行う。ただし、その採用、免職及び行動時等（自衛隊法第6章に規定する行動中の期間その他防衛

大臣が定める期間をいう。以下同じ。)における退職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(陸における2佐又は3佐たる自衛官の補職)

第32条 陸における2佐又は3佐たる自衛官の補職は、第11条から第15条までの規定により防衛大臣が行うものほか、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長は、方面隊及び方面総監に隸属する機関における補職については、その定めるところにより、当該方面総監に、中央即応集団における補職については、その定めるところにより、中央即応集団司令官に行わせることができる。

2 (略)

平成25年9月20日
内閣情報調査室

42 行政機関の長が委任することのできる第5章に定める権限及び事務について

【権限】

- 当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること（第12条第4項）

【事務】

- 適性評価を実施すること（第12条第1項）
- 適性評価を実施するに当たり本法案に規定する調査事項について調査を行うこと（第12条第2項）
- 適性評価を実施するに当たり本法案に規定する調査事項について調査を行うことなどを評価対象者に対し告知した上で、その同意を得ること（第12条第3項）
- 適性評価の結果を評価対象者に対し通知すること（第13条第1項）
- 適合事業者の事業者に対して適性評価を実施したときはその結果を、当該評価対象者が同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知すること（第13条第2項）
- 評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を新たに行い、又は引き続き行った場合にこれを漏らすおそれがあると認めた旨を通知するとき、当該おそれがあると認めた理由を通知すること（第13条第4項）
- 苦情の申出を受けたとき、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知すること（第14条第2項）

平成25年10月15日
内閣情報調査室

43 拡張解釈の禁止に関する規定に「国民の知る権利」と「報道の自由」への配慮を盛り込むことについて

本法案では、秘密の指定、適性評価制度及び罰則について、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているものの、個々の特定秘密そのものを条文に規定しているものではなく、罰則についても、漏えいの教唆は、一般の国民が処罰対象になり得、更に適性評価制度は他の法律に類を見ない制度を導入するものであることから、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。」旨規定することとしている。

ところで、本法案は、

- その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である事項を特定秘密として指定し、厳正な保全措置を講じること
- 特定秘密の漏えいの教唆罪や特定秘密を欺罔等により取得する行為を処罰することとしていること

などから、本法案は、国民の権利利益の中でも、特に「国民の知る権利」と「報道の自由」との関係で緊張関係が生じる可能性がある。

そもそも、知る権利は、憲法第21条の保障する妨害排除請求権としての「表現を受け取る自由」という消極的内容の性格（自由権的性格）と、政府に対して情報の提供を求めることのできる積極的内容の性格（請求権ないし社会権的性格）を有するものであると理解されている（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」法制局説明資料）。そして、国民が政府の保有する情報の開示を求める権利としての「国民の知る権利」に関しては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」（平成23年4月22日国会提出、平成24年11月16日廃案）第1条においても、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し」と規定されるに至っている。また、国会においても、「知る権利というのは、それはいわゆる憲法21条の言論とか表現の自由とい

うような一環として位置付けられている面もございます」（平成12年5月22日参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会における津野修内閣法制局長官）、「知る権利につきましては憲法上明文の規定を設けているわけではございませんけれども、憲法21条の保障する表現の自由、あるいは憲法によって立つ基盤である民主主義社会の在り方と結び付いたものとして十分尊重をされるべきものというふうに考えております」（平成23年5月16日参議院決算委員会における梶田信一郎内閣法制局長官）と答弁されており、知る権利が十分に尊重されるべきものであることは論を待たない。

また、「報道の自由」については、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」（最高裁昭和44年11月26日大法廷決定）とされ、国会においても、「真実を報道することは憲法21条で認める表現の自由に属する」（昭和47年4月5日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官）と答弁されており、報道の自由は憲法第21条の表現の自由の一環として位置付けられている。

このように、いずれの権利も少なくとも十分に尊重に値するものとして位置付けられるものといえる。したがって、例えば、本法案による特定秘密の指定が不当に行われ、本来、情報公開請求により開示されるべき文書等が不開示とされることはあるてはならないし、また、本法案の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されるようなことは許されるものではない。本法案においては、特定秘密の指定と解除や罰則の適用といった様々な場面において、「国民の知る権利」と「報道の自由」を十分に尊重する必要があることから、本法案の解釈の在り方について定める規定にこの旨を明記し、本法案の適切な運用に万全を期すこととする。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 (略)

【参考】

<拡張解釈の禁止に関する規定の例>

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二四〇号）

（この法律の適用解釈）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

○屋外広告物法（昭和二十四年六月三日法律第百八十九号）

（適用上の注意）

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

<知る権利に関する規定の例>

○原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

（情報の公開）

第二十五条 原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない。

**○行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
(平成23年4月22日国会提出、平成24年11月16日廃案)**

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等によ

り、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

【参考】**知る権利に関する判決（抜粋）**

- 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。（最決昭和44年11月26日）
- 憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわば派生原理として当然に導かれるところである。（最判平成元年3月8日）
- 憲法21条は、国民の表現の自由を保障するところ、その実効性を担保するためには、国民の知る権利も保障する必要がある。（大阪高判平成17年7月28日）
- 憲法21条は、国民の表現の自由を保障しているが、その実効性を担保するためには、その基礎となるべき「知る権利」が保障されなくてはならないと考えられる。この権利は、憲法13条の定める幸福追求権や憲法19条の定める思想及び良心の自由を確保する上でも、重要なものであることは言をまたない。（東京地判平成17年12月9日）

平成25年9月20日
内閣情報調査室

44 特定秘密の漏えいの処罰について

犯罪とは、社会に存在する実質上違法であり責任を帰すべき当罰的行為の中から、国家が処罰すべきものとして取捨選択したものである（大谷實「刑法講義総論」新版第2版107頁）から、犯罪の重さの程度は違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになる。ここでいう違法とは、社会倫理規範に違反する法益侵害・危険を有することをいい、責任とは行為者を非難し、責任を問うることをいう（前掲大谷107頁）。このように犯罪の重さは、違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになるから、科しうる刑の範囲についても違法の程度と責任非難の程度の両者を考慮して決定すべきことになる（例えば、殺人の場合、違法の程度は同じであっても、心神耗弱者が敢行した場合、責任非難の程度が軽いので科しうる刑の範囲は軽くなる）。（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案提出時の内閣法制局第二部長説明資料）

この責任非難の程度については、より具体的に、一定の法的義務の違反と捉えられるべきものもあるとも解されている（大塚仁ほか「大コンメンタル刑法第2巻」2版12頁）。このように、本法案においても、特定秘密を知得した者について、処罰の有無と処罰する場合の法定刑に差異を設けているのは、取扱業務者、公益上の必要により特定秘密の提供を受けた知得者及びそれ以外の知得者の間では、特定秘密の保護に関して負う法的義務が異なるためである。

まず、取扱業務者は、特定秘密を我が国の安全保障上の必要により取り扱うものであることから、特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法的非難が大きく、最も重い法定刑（10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金）を科すことが適当である。

次に、公益上の必要により特定秘密の提供を受けた知得者は、行政機関の

長が、民事訴訟手続等におけるいわゆるインカメラ審査のために特定秘密を裁判所に提示し、又は刑事事件の捜査等の公益上特に必要があると認める業務のために一定の条件の下に特定秘密を提供する場合に、当該行政機関から提供を受けて特定秘密を知得した者が該当する。特定秘密の性質から、これらの者が漏えいした場合であっても、我が国の安全保障に与える影響は取扱業務者と異なるところはない。他方、法的非難の程度については、これらの者も、保護措置を講じると認められる場合に限って特定秘密の提供を受けることができ、これを保護する義務を有するものの、取扱業務者については本法案に規定される保護のための厳格な措置を講ずることが求められることを始め、平素の業務において常に特定秘密を保護する義務を有するのに対し、これらの者は、特定秘密の提供を受けることにより初めて、その保護義務を負うこととなるのであるから、これを漏えいした場合の法的非難は低いものと言わざるを得ない。したがって、これらの者が特定秘密を漏えいした場合については、国家公務員法等の一般的な守秘義務（その違反に対する罰則は1年以下の懲役等）よりも重い法定刑（5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金）を科すこととするものの、取扱業務者よりも軽い法定刑を科すことが適当である。

これに対して、本法案では、例えば、正当な取材活動、特定秘密が記録された文書等が含まれた物件の拾得等により特定秘密を知得した者については、漏えいの処罰の対象としない。そもそも、これらの者が特定秘密にふれるのは、取扱業務者が特定秘密を故意又は過失により漏えいしたとき等の例外的な場合に限られ、これにふれた者が、提供者と同様に特定秘密の保護を行うことを前提にこれを知得したものとは言えないことから、その者に守秘義務（保護のための法的義務）を課すことはできず、したがって、その者による更なる漏えい行為を法的非難の対象として処罰することとはしない。もっとも、これらの者が特定秘密を不正に入手した場合には、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得、また、本法案においては、取扱業務者及び公益上の必要により特定秘密の提供を受けた知得者による過失による漏えいについても処罰されることから、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができるものと考えられる。

【参考資料】

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案提出時の内閣法制局第二部長説明資料（抄）

3 法定刑の考え方について

犯罪とは、社会に存在する実質上違法であり責任を帰すべき当罰的行為の中から、国家が処罰すべきものとして取捨選択したものである（大谷實「刑法講義総論」新版第2版107頁）から、犯罪の重さの程度は違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになる。ここでいう違法とは、社会倫理規範に違反する法益侵害・危険を有することをいい、責任とは行為者を非難し、責任を問うることをいう（前掲大谷107頁）。

このように犯罪の重さは、違法の程度と責任非難の程度によって決定されることになるから、科しうる刑の範囲についても違法の程度と責任非難の程度の両者を考慮して決定すべきことになる（例えば、殺人の場合、違法の程度は同じであっても、心神耗弱者が敢行した場合、責任非難の程度が軽いので科しうる刑の範囲は軽くなる）。そして、無免許運転による加重処罰規定は、無免許運転の機会に人を死傷させた事案は、無免許運転の反規範性や抽象的・潜在的危険性が顕在化・現実化したものであるから、強い責任非難に値することに加え、違法性も認められ、人を死傷させたときは別の機会における無免許運転罪との併合罪加重による処断刑よりも重いものとして定めることが適当と考えている。

○ 大塚仁ほか「大コンメンタル刑法第2巻」2版12頁

今日の刑罰法規は、いずれも、われわれの個人的観点からする生活利益、または国家的、社会的な見地における利益を保護の対象としているとみられるから、犯罪は、これらの法益を侵害するもの、または、それを危険に瀕せしめるもの、すなわち、脅威を与えるものとして理解されなければならない。（中略）

だが、刑罰法規の中には、単に法益に対する侵害的結果のみに着目して犯罪を定立しているのではなく、法益に対する侵害・脅威の態様の面をも重視しているものも少なくない。（中略）

そして、さらに考えを進めるときは、犯罪には、義務の違反として把握されるべき一面をもつものがあることも改めて認識されなければならない。すなわち、侵害される法益がまったく同一であるのに、いわゆる不真

性身分犯において、身分者の行為が非身分者の行為に比して重く処罰されている場合の理由づけなどは、身分者の義務違反の観点を無視しては説明しがたい。たとえば、刑法217条の遺棄罪と218条の保護責任者遺棄罪において、遺棄される被害者の生命・身体の安全という法益が脅かされる点には何ら違いがないのに、前者に比べて後者が重く罰せられるのは、後者の行為主体が被遺棄者に対する保護責任者であって、その保護義務に違反して行われる遺棄行為に重い法的非難が加えられるからにほかならないのである（福田＝大塚・総論Ⅰ17～18頁）。（中略）

こうして、犯罪の本質は、基本的には、その侵害・脅威の態様をも含めた法益の侵害・脅威であるが、同時に、一定の法的義務の違反としても捉えられなければならないものもあると解すべきである。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

45 特定秘密の取得行為の処罰規定における管理侵害行為の例示について

本法案においては、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、施設への侵入等の不正な行為により特定秘密を取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしており、その規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号の営業秘密の保有者の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っている最近の立法例に倣い、特に違法性の高い行為を列挙して規定することとしている。

具体的には、本法案においては、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号と同様に、「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」を規定するとともに、特定秘密を「保有する者の管理を害する行為」（以下「管理侵害行為」という。）を規定している。

ここで、管理侵害行為については、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号においては、「財物の窃取」、「施設への侵入」、「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」を例示しつつ、「その他の（個人番号を）保有（する）者の管理を害する行為」と規定している。これは、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定したものであるとされる（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成23・24年改正版）」185頁）ところ、本法案においても、これに倣い、管理侵害行為を、一定の例示を置いた上で「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」と規定することとしている。

他方、本法案においては、特定秘密の保護は報道機関の取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、その関係について慎重な検討が求められる（秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書21頁）ところ、「実質的に違法性を欠き正当な業務行為」とされる「正当な取材活動」（外務省秘密漏えい事件最高裁決定（昭和53年5月31日））と、処罰の対象となる取得行為との区別がより明確なものとなるよう図る必要がある。そこで、本法案においては、番号法第70条及び不正競争防止法第21条第1項第1号において例示されている「財物の窃取」、「施設への侵入」、「不正アクセス行為」に、特定秘密を取得するために用いられるおそれがあり、かつ、他の法律によっても処罰される悪質な行為であることがことが明らかである「財物の損壊」及び「有線電気通信を傍受する行為」を例示として追加し、これらの行為による特定秘密の取得が処罰の対象となることを例示することにより、通常の取材活動の態様が本処罰規定の対象となるものではないことを明らかにするとともに、番号法等とは異なった手段を用いて特定秘密の入手を図ることが想定される本法案の管理侵害行為を具体的に明らかにすることとする。

すなわち、「財物の損壊」行為は、刑法（明治40年法律第45号）第261条の器物損壊罪の実行行為に相当するものであり、当該例示により、例えば、内部者等の施設に入ることを許された者による、保管庫の錠を破壊して特定秘密が記録された文書や図画の写真を撮影する行為や、電気器具のプラグの差し込み口（コンセント）の一部を破壊し、内部に盗聴器を設置する行為による特定秘密の取得が処罰されることが明らかになる。

他の例示である「有線電気通信を傍受する行為」については、「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいうとされ（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第1項）、また、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいうとされており（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第2項）、本法案においてもこれと同義である。有線通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有し、通信の秘密を保持するのにふさわしいものであって、当事者も秘密が保持さ

れるものと期待しており（法務省刑事局「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の解説」（以下「通信傍受法解説」という。）39頁）*、有線電気通信法においても有線電気通信の秘密を侵した者は処罰される（有線電気通信法第9条及び第14条）。「有線電気通信を傍受する行為」を例示することにより、特定秘密を保管する施設外において有線電気通信を傍受する行為による特定秘密の取得が処罰されることが明らかになる。

* これに対し、無線通信は、特定の相手方に対してなされているものであっても、その内容がのせられている電波は広く空間に開放されており、通信手段ないし通信内容の伝達経路自身がもともと閉鎖的性質を有していないことから、無線通信の存在又は内容を探知しても通信の秘密の侵害とはならない。電波法も、無線通信の傍受そのものを禁止及び処罰の対象としていない（通信傍受法解説39頁）。（なお、無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者（電波法（昭和25年法律第131号）第109条）、暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元した者（同法第109条の2）、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵した者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第179条）は、処罰される。）

【参照条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) (抄)

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

○割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

第四十九条の二 クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者若しくはクレジットカード番号等保有業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とす

る。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

- 一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。
- 二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4 (略)

○刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄)

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するものほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) (抄)

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2 (略)

(有線電気通信の秘密の保護)

第九条 有線電気通信(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信たるもの)の秘密は、侵してはならない。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 (略)

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)

(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 (略)

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

第百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

5 (略)

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) (抄)

第百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第二項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

【参考資料】

○ 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（平成23年8月8日）

第6 国民の知る権利等との関係

国民主権の原理にのっとり国民が政治的意意思決定に関与するためには、政府の諸活動について十分な情報を得ることが必要であり、国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利である。

この点、国民が政府の保有する情報の開示を求める権利としての知る権利に関しては、具体的な権利性を持たない抽象的な権利であるとしながらも、憲法上の権利として認める裁判例が近年出てきている。

また、国民の知る権利と報道の自由及び取材の自由との関係について、最高裁は、報道機関の報道が、民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものとして、報道の自由が憲法により保障される旨判示し、また、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示している。

本法制は、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、本法制と両者との関係について慎重な検討が求められる。

○外務省秘密漏えい事件最高裁決定（最決昭53年5月31日）（抜粋）

「（前略）報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法二一条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由もまた、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない（最高裁昭和四四年（し）第六八号同年一一月二六日大法廷決定・刑集二三巻一一号一四九〇頁）。そして、報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探

知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為といるべきである。しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。(後略)」

平成25年8月 日
内閣情報調査室

46 管理侵害行為の例示の規定ぶりとその規定順について

本法案においては、特定秘密の取得罪となる管理侵害行為として、「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信を傍受する行為」及び「不正アクセス行為」を例示している。

このうち、「財物の窃取若しくは損壊」については、刑法（明治40年法律第45号）第235条の窃盗罪と同第261条の器物損壊等の実行行為に相当するものである。刑法ではそれぞれ、「財物の窃取」及び「他人の物の損壊」と規定されているが、ここでいう「財物」と「物」の間に差異はない（大塚仁他「大コンメンタール刑法」第2版第12巻169頁。以下「大コンメンタール刑法」という。）ため、「財物の窃取若しくは損壊」と一つにまとめて例示している。

また、「施設への侵入」とは、刑法上の建造物侵入罪（刑法第130条）の実行行為に相当するものである。「施設」とは、物的設備のほか、それを動かしていく人及びこれらによって運営される事業活動の全体を指す総合的な意味（吉国一郎他「法令用語辞典」第9次改訂版347頁）をも有するところ、本法案における侵入の対象は、特定秘密の管理を行う場所であることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定例にならい、「施設」と規定することとしている。

これらの例示の規定順については、物的な侵害がより直接に管理を侵害するものであると考えられることから、特定秘密の媒体を取得する「財物の窃取」を始めとして、物的な侵害の度合いが大きい順に規定することとしている。

【参照条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第二十七号) (抄)

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

○割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

第四十九条の二 クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者若しくはクレジットカード番号等保有業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得し

た者も、同様とする。

- 一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。
- 二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4 (略)

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(住居侵入等)

第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するものほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万元以下の罰金若しくは科料に処する。

【参考資料】

○ 大塚仁他「大コンメンタール刑法」第2版第12巻169頁及び第7巻279頁

「財物」と「物」の間に差異はなく、区別を認めないのが通説である。

(中略)

建造物とは、一般に、屋蓋を有し、壁や柱で支えられて土地に定着し、人の起居出入りに適した構造をもった工作物をいうとされている。

○ 吉国一郎他「法令用語辞典」第9次改訂版347頁

施設

「設備」と類似の意味に用いられるが、設備という用語が機械器具その他建造物に備えられる物、場合によっては、更に広く、建物その他の工作物など物的なものをいうのに対し、「施設」というときは、「試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更正施設、矯正収容施設及び作業施設」（国家行政組織法8の2）、（略）などの例に見られるように、物的設備のほか、それを動かしていく人及びこれらによって運営される事業活動の全体を指す総合的な意味に用いられることが多い。

47 法定刑別の罰則比較表

死刑	外患誘致(刑法第81条)、外患援助(刑法第82条)、殺人(刑法第199条)
無期	強盗致傷・傷人(刑法第240条前段)
20年	強盗(刑法第236条)
15年	傷害(刑法第204条)
10年	営業秘密の不正取得(不正競争防止法第21条第1項第1号)、詐欺(刑法第246条) 特別防衛秘密の探知・収集及び取扱業務者による漏えい(MDA秘密保護法第3条第1項)
7年	逮捕・監禁(刑法第220条)
5年	防衛秘密の漏えい(自衛隊法第122条第1項) 取扱業務者以外の者等による特別防衛秘密の漏えい(MDA秘密保護法第3条第2項)
4年	個人番号利用事務従事者による特定個人情報ファイルの提供(番号法第67条)
3年	不正指令電磁的記録作成(刑法第168条の2) 詐欺、脅迫、暴行、又は管理侵害行為による個人番号の取得(番号法第30条第1項)
2年	証拠隠滅(刑法第104条) 個人番号情報保護委員会の委員等による、職務上知ることのできた秘密の漏えい、濫用(番号法第72条)
1年	他人の識別符号の不正取得(不正アクセス禁止法第12条第1号) 国家公務員による職務上知り得た情報の漏えい(第100条第1項、第109条第12号)

48 過去の自衛隊法違反(防衛秘密の漏えい)・MDA秘密保護法違反事件の概要

これまで自衛隊法(防衛秘密の漏えい)違反やMDA秘密保護法違反で送致された事案は、3件(うち、起訴されたのは1件)

シェルコノゴフ事件（検挙年：平成14年）

【事業概要】

在日ロシア通商代表部員(被疑者)が、現金等の謝札を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの

【罪名・処分結果】

- MDA秘密保護法第5条第3項違反(起訴猶予処分)

【起訴猶予処分の理由】

○ 相手が要求した情報は機密性が高く、防衛機器販売会社社長だけでは収集できないことや、資料提供を求められた際にすぐに断つたこと等から、現実的な危険性は低かったこと

イージスシステムに係る情報漏えい事件（検挙年：平成19年）

【事業概要】

海上自衛隊三等海佐(被疑者A)が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐(被疑者B)に送付し、当該データが別の海上自衛官3名(被疑者C・D・E)に渡り、更に他の自衛官に渡つたもの

【罪名・処分結果(被疑者A)】

- MDA秘密保護法違反第3条第1項第3号違反(懲役2年6月・執行猶予4年) ○ 懲戒免職

【罪名・処分結果(被疑者B・C・D・E)】

- MDA秘密保護法違反第3条第2項違反(起訴猶予処分)

【起訴猶予処分の理由】

○ 業務上の特別防衛秘密の取扱い権限がなく、情報流出は勉強や教育目的で悪質性が低いこと

中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案（検挙年：平成20年）

【事業概要】

情報本部所属の一等空佐(被疑者)が、職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達したもの

【罪名・処分結果】

- 自衛隊法第122条第1項違反(起訴猶予処分) ○ 懲戒免職

【起訴猶予処分の理由】

○ 情報漏えいを認め反省していること ○ 既に懲戒免職になっていたこと ○ 防衛省が再犯防止策を講じたこと 等

※ 起訴猶予処分の理由は報道資料から引用。

平成25年8月 日
内閣情報調査室

49 附則の規定順序について

附則の規定の順序は、①当該法令の施行日に関する規定、②既存の他法令の廃止に関する規定、③当該法令の施行に伴う経過措置に関する規定、④既存の他法令の改正に関する規定、⑤その他の規定というようにするのが普通であるといわれ、また、④の他法令の改正規定が多数ある場合には、当該他法令の公布の順序に従って当該改正規定が置かれるのが普通であるが、各省の設置法関係の法令の改正規定は、その後に、建制順に従って置かれるのが普通であるとされている（新訂ワークブック法制執務259頁）。

本法案においてもこれに倣い、①に当たる本法案の施行期日を附則第1条に、④に当たる自衛隊法の一部改正及びこれに伴う経過措置を附則第2条及び第3条に、同じく④に当たる設置法関係の法令である内閣法の一部改正を附則第4条に、⑤に当たる罰則の適用に関する経過措置及びその他の本法案の経過措置の政令への委任を附則第5条及び第6条に置くこととする。

【用例】

○平成九年法律第八十九号（抄）（※日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の全部を改正するもの）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び第二項の規定（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第五条、第十条第一項及び第二項、第十五条並びに第十九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（国税徴収法の一部改正）

第三十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号の二中「、第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについては、」

を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第三十二条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十六条第一項第六号を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十七条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十八号を次のように改める。

八十八 日本銀行に関すること。

第四条第九十八号及び第九十九号を次のように改める。

九十八 削除

九十九 準備預金制度に関すること。

第五条第三十号を次のように改める。

三十 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第二十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百六号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条の規定 公布の日
- 二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(郵便局株式会社法の一部改正)

第三十五条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条第五項を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）」に改める。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）に再委託をして銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。）を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げ

る行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第百十条第一項第一号の政令で定める業務に係るものをお除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

附則第七十四条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 銀行代理業

（金融庁設置法の一部改正）

第三十七条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ニからヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

（処分等の効力）

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為

であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあっては、地方支分部局の長）に委任することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(公益通報者保護法の一部改正)

第十二条 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正)

第十三条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準、農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削る。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削り、同条第二十号中「、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削り、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「、食品表示法」を加え、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「及び」を「並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食料品以外の」に、「（農林物資の品質に関する表示）を「（これら）」に改め、同条第十七号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

(経過措置)

第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

50 本法案施行後の防衛秘密の取扱いについて

本法案における関連規定	考え方	経過措置
第3条第1項 行政機関の長（中略）は、（中略）特定秘密として指定するものとする。	左記の規定は、自衛隊法第96条の2第1項の規定と同様のものである。 今般、防衛秘密は特定秘密に移行することとなり、防衛秘密の指定要件も特定秘密の指定期間に包含されることから、本法案の施行日において、防衛秘密として指定して本法案の施行日において、特定秘密とすることとする。	この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」）第96条の2第1項（本法第3条第1項として指定した事項は、施行日より防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす。）
第3条第2項 前項の規定による指定（中略）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。 一・二（略） ※第1号→標記を付すこと ※第2号→事項を取り扱う者に通知すること	左記の規定は、特定秘密事項とみなされる防衛秘密事項（以下「みななし防衛秘密事項」という。）にも、そのまま適用されることになるが、左記の規定は、自衛隊法第96条の2第2項の規定と同様のものであり、また、みななし防衛秘密事項の指定に際し、現に同項の規定により標記又は通知を行つていていることから、本法案の施行日前に行つた当該標記又は当該通知を、施行日において、左記の規定により行った標記又は通知とみなすこととする。	施行日前に、防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により防衛大臣が付した標記した通知は、同項第2号の規定において、施行日において、（本法案）第3条第2項第1号の規定により付した標記した通知とみなす。
第4条第1項 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。	左記の規定は、特定秘密事項とみなされる防衛秘密事項（以下「みななし防衛秘密事項」という。）にも適用されることがなるが、自衛隊法等には、左記の規定と同様のものはなく、防衛秘密事項には有効期間を定めることは物理的に不可能である。 したがって、当該みななし防衛秘密事項についての有効期間の定めは、施行日以後速やかにを行うこととする。	（本法案）第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行日以後遅滞なく、同日」とする。
第4条第2項 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時ににおいて、当該指定した事項が前項に規定する要件を充たすときは、政	左記の規定は、第4条第1項の規定により事項の有効期間を定めた、あるいは、左記の規定により当該有効期間を延長したみなし防衛秘密事項にも適用されることがなるが、左記の規定満了する時ににおいて、当該指定した事項が前項に規定する要件を充たすときは、政	-

<p>令で定めるところにより、五年を超えない範囲においてその有効期間を延長するものとする。</p>	<p>第4条第3項 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、一項に規定するとこころ内であっても、政令で定めるものにより、速やかにその指定を解除するものとする。</p>	<p>左記の規定は、施行日における「前条第一項に規定する要件を欠くに至ったとき」に特定秘密事項の指定を解除することとされることは、左記の規定による要件を充たすものとして防衛法第96条の2第1項の要件を充たすことから、「前条第2条第1項の要件を充たすもの」として防衛法第96条の2第1項を「旧自衛隊法第96条の2第1項」とすることも考えられるが、旧自衛隊法第96条の2第1項に規定する防衛秘密の要件は、本法案第3条第1項に規定する特定秘密の要件に包含される上、自衛隊法における防衛秘密関連規定は、本法案により、その効力を失うこととなることまことにから、「前条第1項」とあるのは、その適用によることが適当と考える。</p> <p>なお、左記の規定と同様の規定は、自衛隊法施行令第113条の12に防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置として定められている。</p>	<p>左記の規定は、みなしが防衛秘密事項にても適用されることになるが、左記の規定は、自衛隊法施行令第113条の10の規定と同様のものであり、現に同条の規定により当該事項の取扱いの業務に従事する職員の範囲を定めていることから、本法案の施行日前に定めた防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を、施行日において、左記の規定により定めた範囲とみなすこととする。</p> <p>ただし、これにより施行日前に定めた防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲が特定秘密の取扱いの業務を行わせる範囲として施行日においてみなされたとしても、当然のこととする。</p>
	<p>第5条第1項 行政機関の長は、指定をするときは、政令で定めるところにより、<u>第十条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行なうこと</u>ができることとされる者(うちから)、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。</p>		<p>※下線部分は公布後二年以内に施行</p>

<p>秘密の取扱いの業務を行う二ととされる者の中から、同項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者が指名する従業者による当該特定秘密の範囲その他の当該特定秘密の保護に関する事項について定めるものとする。</p> <p>※下線部分は公布後二年以内に施行</p>	<p>第一項の規定により特定秘密の提供を受けたる適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、適合事業者に提供したまなし防衛秘密事項には、本法案第8条第1項の契約（具体的な内容で定めたもの）に従い業務を行わせることが、施行日前に、契約業者に提供したまなし防衛秘密事項については、当該契約業者への提供及び当該契約及び提供とともに、かつ、同条第2項を適用しないことから、当該契約業者は、本法案第8条第1項の契約とみなされた契約に従い、当該契約に適用されないことを講じ、及びその従業者に当該まなし防衛秘密事項の取扱いの業務を行わせることとなる。</p> <p>なお、自衛隊法等には、左記の規定と同様のまなし防衛秘密事項の取扱いの業務を行わせることとなる。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、左記に規定する場合には、まなし防衛秘密事項を提供するときは、そのまま適用されることになる。</p> <p>他方、施行日前にも、防衛省内において、左記に規定する場合に相当するものとして、防衛省が提供している場合があることから、何らかの規</p>
<p>第8条第3項</p>	<p>第一項の規定により特定秘密の提供を受けたる適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、適合事業者に提供したまなし防衛秘密事項には、本法案第8条第1項の契約（具体的な内容で定めたもの）に従い業務を行わせることが、施行日前に、契約業者に提供したまなし防衛秘密事項については、当該契約業者への提供及び当該契約及び提供とともに、かつ、同条第2項を適用しないことから、当該契約業者は、本法案第8条第1項の契約とみなされた契約に従い、当該契約に適用されないことを講じ、及びその従業者に当該まなし防衛秘密事項の取扱いの業務を行わせることとなる。</p> <p>なお、自衛隊法等には、左記の規定と同様のまなし防衛秘密事項の取扱いの業務を行わせることとなる。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、左記に規定する場合には、まなし防衛秘密事項を提供するときは、そのまま適用されることになる。</p> <p>他方、施行日前にも、防衛省内において、左記に規定する場合に相当するものとして、防衛省が提供している場合があることから、何らかの規</p>
<p>第9条第1項</p>	<p>前三条に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、左記に規定する場合には、まなし防衛秘密事項を提供するときは、そのまま適用されることになる。</p>	<p>左記の規定は、本法案の施行日以後に、左記に規定する場合には、まなし防衛秘密事項を提供するときは、そのまま適用されることになる。</p>

第 20 条第 3 項 前二項の罪の未遂は、罰する。	同上	同上
第 20 条第 4 項 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。	同上	同上
第 22 条第 1 項 第二十条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。	同上	同上
第 23 条 (前略)自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。	同上	同上
第 24 条第 1 項 第二十条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。	同上	同上

平成25年9月 日
内閣情報調査室

51 防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった者に対する本法案 施行後の罰則の適用について

本法案においては、施行日の前日において防衛秘密として指定していた事項は施行日において特定秘密として指定した事項とみなすこととしているが、施行日前に取扱業務者が防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合において、当該者が施行日後に特定秘密とみなされた防衛秘密を漏えいした場合、当該者は、特定秘密とみなされる前の防衛秘密を知得し、これを漏えいしたものであるから、本法案により処罰されることとなるか否かが明らかではない。そこで、このような者についても、本法案の施行により、施行後の漏えいは本法案により処罰されることを明らかにするため、防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった者は、施行日以後は、特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった者とみなして、罰則を適用する旨を附則に規定することとする。

【用例】

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

附 則

（秘密を守る義務に関する経過措置）

第七条 施行日以後は、旧法第二十二条に規定する弁理士であった者は、新法第三十条に規定する弁理士であったものと、旧法第二十二条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密は、新法第三十条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（参考）

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

弁理士法（大正十年法律第百号）の全部を改正する。

（登録）

第十七条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 （略）

（秘密を守る義務）

第三十条 弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八十条 第十六条の五第一項、第三十条又は第七十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

附 則

第二条 次に掲げる者は、改正後の弁理士法（以下「新法」という。）第七条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

一 （略）

二 附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法（以下「旧法」という。）第二条第二項の弁理士試験に合格した者

（登録に関する経過措置）

第五条 旧法第六条第二項の規定による弁理士登録簿の登録は、新法第十七条第一項の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。

2 施行日前に旧法第六条第三項の規定により旧法に規定する弁理士会（以下「旧弁理士会」という。）に対して行った登録の申請は、新法第十八条第一項の規定により日本弁理士会に対して行った登録の申請とみなす。

3 施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。

○（旧）弁理士法（大正十年法律第百号）（抄）

第二十二条 弁理士又ハ弁理士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタルコトニ付知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三

千円以下ノ罰金ニ処ス

2 (略)

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

平成25年9月20日
内閣総務官室
内閣情報調査室

52 内閣法で内閣官房が本法案に基づく特定秘密の保護に関し所掌することを明記することについて

内閣官房はこれまでも、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号から第5号の規定に基づき、内閣の重要政策等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務として、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に規定する武力攻撃事態を含む緊急事態についての「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）や、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第6条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日）の立案などの法律の施行に伴う企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行ってきたところである。

本法案においても、特定秘密の指定等の個別の事務は各行政機関が行うが、新たな漏えいの脅威に対応するための法令改正、適性評価の評価基準等の統一を図るためのガイドラインの作成等の政府全体として行うことが必要となる企画及び立案並びに総合調整の事務が発生すると見込まれるところ、これを内閣の事務を助ける事務（以下「内閣補助事務」という。）として行う必要がある。

ところで、本法案の施行に伴う事務を内閣府が内閣補助事務として所掌することも考えられるが、内閣府は、経済財政政策、科学技術、防災、男女共同参画等の特定の恒常的に内閣の立場から行政各部の施策の統一を図ることが必要な事項について、恒常的に企画・立案及び総合調整を行う組織体制を整備するために設置されたものであるところ（内閣府作成資料「内閣府の任務について」）、上記の本法案の施行に伴う企画及び立案並びに総合調整の事務は、技術の進展等に伴い新たな漏えいの脅威が出現したとき等、不定期的に発生する事象に対応するものが多く、恒常的にまとまった量の事務を行う性格のものではないことから、内閣官房が当該事務を所掌することとすることが適当である。

なお、これまで内閣官房が行っている法律に関する事務については、内閣官房が所掌することを内閣法において特に規定する必要はなかったため、内閣法において特定の法律に関し所掌する旨の規定が置かれてはいなかったが、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案による改正後の内閣法第17条第2項第2号において、内閣官房に置かれる国家安全保障局が国家安全保障会議設置法の規定による国家安全保障会議の事務をつかさどることなどを規定することとしていることに鑑みれば、内閣官房が特定の法律に関し所掌する旨規定しても差し支えないものと考えられる（なお、秘密保全に関し、米国からは、我が国政府内で適性評価等について統一的な運用が行われることが望ましい旨の意見が述べられているところ、これに対応するためにも、特定秘密の保護に関する事務を内閣情報官が所掌することを法律に明記することが適切である。）。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

※ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正（公布の日から起算して●●を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を反映（下線部分が改正部分。）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

- ② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
 - 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
七～十四 (略)

- ③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。
- ④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3～5 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

- 3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。
- 4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。
- 5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。
- 6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。
- 7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

- 2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
- 4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。
- 5 内閣人事局に、内閣人事局次長一人を置く。
- 6 内閣人事局次長は、内閣人事局長を助け、局務を整理する。

【参考】

○宇賀克也「行政法概説Ⅲ」第3版149頁（抄）

内閣府は、内閣として特に恒常的に関与すべき重要政策に関する内閣補助事務を遂行するに当たり、より積極的・能動的な企画立案・総合調整を行うための「知恵の場」として設けられた。

○内閣府作成資料「内閣府の任務について」（抄）

（2）内閣府の内閣補助事務の任務

（前略）

「内閣の重要な政策」とは、「その時々の内外の諸情勢に照らして内閣として重要と考えられる政策」（平成8年2月内閣法等の一部を改正する法律案想定問答）とされるものであるが、このうち、常に内閣の立場から行政各部の施策の統一を図ることが必要となる経済財政政策、科学技術、防災、男女共同参画等の政策課題について、内閣としての一定の恒常的な対応が求められているところである。このため、このような特定の恒常的に内閣の立場から行政各部の施策の統一を図ることが必要な事項について、恒常的に企画立案・総合調整を行う組織体制を整備するため、内閣府が設置されるものである。（後略）

平成25年9月20日
内閣総務官室
内閣情報調査室

53 本法案の施行に伴い内閣情報官が所掌する事務について

本法案の施行に伴い、内閣情報官が所掌する内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号から第5号に掲げる事務のうち特定秘密の保護に関するものとして、例えば、以下の①から④までのような企画及び立案並びに総合調整の事務が発生すると考えられる。

- ① 技術の進展等に伴う新たな漏えいの脅威に対応するための法律又は政令の改正（第2号）
- ② 漏えい事案が発生した場合における特定秘密の管理徹底のための政府方針の閣議決定（第3号）
- ③ 各行政機関が適性評価の評価基準等を策定するに際して、統一を図るためのガイドラインの作成（第4号）
- ④ 運用に当たって生じた法令やガイドラインの解釈上の疑義への対応（第5号）

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

※ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正（公布の日から起算して●●を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を反映（下線部分が改正部分。）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

- ② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
 - 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事

務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

七～十四 (略)

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3～5 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二条の

規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものと

し、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

- 5 内閣人事局に、内閣人事局次長一人を置く。
- 6 内閣人事局次長は、内閣人事局長を助け、局務を整理する。

平成25年9月20日
内閣総務官室
内閣情報調査室

54 国家安全保障局の所掌事務と重なる部分について

本法案により内閣情報官が所掌することとなる特定秘密の保護に関する企画・立案及び総合調整の事務の中には、例えば、重大な防衛上の特定秘密が漏えいした場合の政府方針の決定など、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案による内閣法の改正により設置される国家安全保障局が所掌する、我が国の安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務の一部が含まれている。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

※ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正（公布の日から起算して●●を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を反映（下線部分が改正部分。）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上

必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

七～十四 (略)

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3～5 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二 国家安全保障会議設置法 (昭和六十一年法律第七十一号) 第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を

総合して整理する事務

- 3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。
- 4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。
- 5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。
- 6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。
- 7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

- 2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
- 4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。
- 5 内閣人事局に、内閣人事局次長一人を置く。
- 6 内閣人事局次長は、内閣人事局長を助け、局務を整理する。

平成25年9月 日
内閣総務官室
内閣情報調査室

55 特定秘密の保護に関し内閣官房が所掌する事務について

内閣官房については、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号から第5号の規定により、以下のような場合における企画・立案及び総合調整の事務を所掌している。

第2号： 内閣としての方針が未確立な場合に、基本的な方針を定め、これを行政各部に提示する場合

第3号： 第2号の基本的な方針を踏まえて行政各部が実施する具体的な政策等のうち、その政策判断の適否が国会からの信任維持に重大な影響を及ぼし、内閣としての連帶責任を問われ得る重要案件について、内閣としての処理方針等を判断・決定する場合

第4号： 各分野に関する施策が行政各部において実施され、その統一の確保が困難であるときに、内閣として、あらかじめ、行政各部が行う関連施策の統一を総合的・整合的に図るために必要な施策運営の指針等を提示する場合

第5号： 第2号から第4号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整を行う場合

本法案の施行に伴い、例えば、特定秘密の保護に関し、以下の①から④までのようない企画及び立案並びに総合調整の事務が発生すると考えられる。

- ① 技術の進展等に伴う新たな漏えいの脅威に対応するための法律又は政令の改正（第2号）
- ② 漏えい事案が発生した場合における特定秘密の管理徹底のための政府方針の閣議決定（第3号）
- ③ 各行政機関が適性評価の評価基準等を策定するに際して、統一を図るためのガイドラインの作成（第4号）
- ④ 運用に当たって生じた法令やガイドラインの解釈上の疑義への対応（第5号）

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

※ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正（公布の日から起算して●●を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を反映（下線部分が改正部分。）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

- ② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
 - 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
 - 七～十四 （略）

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3～5 （略）

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

5 内閣人事局に、内閣人事局次長一人を置く。

6 内閣人事局次長は、内閣人事局長を助け、局務を整理する。

平成25年9月 日
内閣情報調査室

56 「〇〇官」と称する職が所掌する事務として特定の法律に関する事項を規定する例について

内閣情報官に特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理させることとする場合、内閣法（昭和22年法律第5号）において内閣情報官が掌理する事務に特定の法律に関する事務を規定することとなるところ、「〇〇官」と称する職が所掌する事務として、特定の法律に関する事項のような抽象度の高くない事項を規定することがなじむのかという指摘があり得るが、国際統括官の職務を定める文部科学省組織令第11条、犯罪収益移転防止管理官の職務を定める警察庁組織令第30条、政策統括官の職務を定める国土交通省組織令第17条等に同様の例があり、差し支えないものと考えられる。

【用例】

○文部科学省組織令（平成12年政令第251号）（抄）

（国際統括官の職務）

第十一条 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。
- 三 国際交流に関する条約その他の国際約束の実施に関する事務のうち文部科学省の所掌事務に係るものとの総括に関すること。
- 四 国際文化交流に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

○警察庁組織令（昭和29年政令第180号）（抄）

（犯罪収益移転防止管理官）

第三十条 犯罪収益移転防止管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の施行に関すること。
- 二 犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

○国土交通省組織令（平成12年政令第255号）（抄）

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて交通施設の整備に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
- 四 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関すること。
- 五 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

平成25年9月 日
内閣情報調査室

57 附則第5条における「特定秘密の保護」について

本法案は、我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの、すなわち「特定秘密」の「保護」に関し、その指定及び取扱い者の制限その他の必要な事項を定めるものである旨が目的規定に明記されており、内閣情報官が新たに掌理することとなる企画及び立案並びに総合調整の事務は、この特定秘密の指定及び取扱い者の制限その他の必要な事項について行うものであることから、附則第5条では、これを端的に表している「特定秘密の保護」と規定することが適切である。

平成25年9月 日
内閣情報調査室

58 内閣情報官の名称を変更しないことについて

本法案では、附則において内閣法を改正し、内閣情報官の所掌事務として、内閣法第12条第2項第6号に規定する情報の収集調査に関する事務に加え、特定秘密の保護に関する事務を規定することとすることから、内閣情報官の名称を変更することも考えられる。

しかしながら、内閣情報官が新たに所掌することとなる特定秘密の保護に関する事務は、各行政機関が収集した情報等を特定秘密として指定し、これを保護するものであり、特定秘密の保護に関する事務も情報に関するものということができる。すなわち、現行法において内閣情報官が所掌している情報の収集調査に関する事務と特定秘密の保護に関する事務は、密接な関係にあり、情報の収集調査か保護かといった点に相違はあるものの、情報の取扱いという点で共通しており、その所掌事務を端的に表す名称として、引き続き内閣情報官という名称を用いることが適当である。

59 内閣官房の事務(内閣人事局設置後)

2~5号

6号
7~14号

内閣官房副長官

内閣官房副長官を助ける

内閣情報通信政策監

内閣危機管理監

第17条第2項第1号により国家安全保障局の所掌より除かれる。

国家安全保障局

内閣官房副長官、「監」を助ける

内閣官房副長官補

第12条第2項第1号の事務は、第18条第2項により内閣官房副長官補の所掌より除かれる

内閣広報官
第17条第2項及び第18条第2項によりそれぞれ、国家安全保障局及び内閣官房副長官補の所掌より除かれる

内閣情報官
第18条第2項により、内閣官房副長官補の所掌より除かれる

内閣人事局
第14条第3項により内閣官房副長官の所掌より除かれる

平成25年9月 日
内閣情報調査室

60 内閣情報官が内閣情報通信政策監を助ける事務について

内閣情報通信政策監は、内閣人事局が所掌するものを除く内閣官房の事務のうち、「情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するもの」を統理する。

そのため、その所掌事務が、下位の職である内閣情報官が所掌する事務と重なる場合は、内閣情報官が内閣情報通信政策監の判断を仰いだり、内閣情報通信政策監の求めに応じて内閣情報官が情報提供を行ったりすることがあり得るが、本法案による内閣法（昭和22年法律第5号）の改正により、内閣情報官が新たに所掌することとなる特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務については、具体的に内閣情報通信政策監が統理する事務と重なると想定されるものはない。

平成25年9月 日
内閣総務官室
内閣情報調査室

61 内閣情報官と国家安全保障局等との所掌事務について

本法案により内閣情報官が所掌することとなる特定秘密の保護に関する企画・立案及び総合調整の事務の中には、例えば、重大な防衛上の特定秘密が漏えいした場合の政府全体の再発防止策の決定など、国家安全保障局が所掌する、我が国の安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務の一部が含まれるが、これを内閣情報官に所掌させることを明らかにする必要があることから、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案による改正後の内閣法第17条第2項第1号を改正し、同局の事務から内閣情報官が所掌する事務を除く必要がある。

また、内閣法第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務のうち広報に関することについては、従来から内閣広報官が所掌しており、国家安全保障局及び内閣官房副長官補についても、その所掌事務から内閣広報官の所掌事務は除かれており、内閣情報官と内閣広報官との関係についても、これを変更する理由はない。このため、新たな内閣情報官の所掌事務から、内閣広報官の所掌事務を除くこととする。

なお、内閣人事局は、国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後の内閣法第21条第2項により同法第12条第2項第7号から第14号を所掌することとなる一方、同項第2号から第5号までに掲げる事務は所掌しないことから、内閣人事局と内閣情報官との間で所掌事務が重複することはなく、内閣人事局の所掌事務の規定を変更する必要はない。

また、内閣法では内閣官房副長官補が所掌する内閣の重要政策等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務から、内閣情報官の所掌事務が除かれていることから、内閣官房副長官補の所掌事務の規定を変更する必要はない。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

※ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正（公布の日から起算して●●を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を反映（下線部分が改正部分。）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

- ② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
 - 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
 - 七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務
 - 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務
 - 九 国家公務員の退職手当制度に関する事務
 - 十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務
 - 十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務
 - 十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
 - 十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
 - 十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3～5 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受

けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十八条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関する事を処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第二十条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

5 内閣人事局に、内閣人事局次長一人を置く。

6 内閣人事局次長は、内閣人事局長を助け、局務を整理する。

平成25年9月 日
内閣総務官室
内閣情報調査室

62 内閣情報官が国家安全保障局長を助けることとしない理由

本法案においては、国家安全保障局が所掌する国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち、特定秘密の保護に関するものを内閣情報官に所掌させることとしているが、当該事務はそもそも国家安全保障局長が掌理する国家安全保障局の局務の一部とされていたものであり、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監と同格である国家安全保障局長と内閣情報官との関係においても、「統理する」 = 「助ける」と同様の関係を設けるべきではないかとの指摘があり得る。

内閣法（昭和22年法律第5号）上、内閣危機管理監と内閣情報通信政策監については、内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）のうち、危機管理に関する事務と情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関する事務を、それぞれ統理していることから、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官は、これらの者を助けることとされている。

一方、国家安全保障局長については、国家安全保障局という組織体の長であり、同局の「局務を掌理する」ものである。したがって、内閣危機管理監と内閣情報通信政策監とは異なり、国家安全保障局とは別の事務を所掌する内閣情報官が、同局の外から、国家安全保障局長を助けることとする必要はないものと考えられる。

なお、国家安全保障局が所掌する国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本政策等に関する事務には、広報に関するものが含まれ得、広報に関する事務は、内閣法上、内閣広報官の所掌に属することから、国家安全保障局の事務からは除かれているが（内閣官房国家安全保障会議準備室「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方」55-56頁）、内閣広報官は、国家安全保障局長を助けることとはされていない。

平成25年10月7日
内閣情報調査室

63 別表第2号イの規定振りについて

本法案別表第2号イにおいては、安全保障に関する外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との交渉又は協力について規定することとしている。

ところで、外国の政府等との交渉又は協力は様々な事項を対象として行われ、各事項と我が国の安全保障との関連性の度合いには一定の幅が存在するところ、「安全保障に関する」外国政府等との交渉又は協力と規定するのみでは、「安全保障に関する」限り、特定秘密の対象となり得ることを意味し、特定秘密に指定し得る対象の外縁が必ずしも明らかとならないおそれがある。

例えば、「安全保障に関する」外国の政府等との交渉又は協力である限り協議日程、議題、結果概要等までもが広く含まれるように解される余地があるが、通常、これらは特段の秘匿の必要性があるものではない。

そこで、別表第2号イについては、外国政府等との「交渉又は協力の方針又は内容のうち」、「安全保障に関する重要なもの」と規定し、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を列挙することとしている本法案別表の趣旨により沿った規定とすることとする。

また、例示として「国民の生命及び身体の保護」及び「領域の保全」を規定し、「安全保障に関する重要なもの」の具体的な内容を明らかにすることとする。

【用例】

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域におけ

る警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

（基本方針）

第三条（略）

2（略）

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4～7（略）

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第二百三号）（抄）

（内閣総理大臣の発議権）

第六条 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針（対外政策及び安全保障政策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本方針並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であつて国政上重要なものを含む。以下同じ。）について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正後の国家安全保障会議設置法

（設置）

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

平成25年9月26日
内閣情報調査室

64 「特定有害活動」及び「テロリズム」を規定する本則中の規定を 別表の表示の下に括弧書きで示すこととしないことについて

別表については、別表と当該別表について定める本則の規定との関係が分かりにくいという難点を少なくする一方策として、別表において、別表の右肩に置かれる「別表」の表示の下に、当該別表について定める本則中の規定を括弧書きで示すこととされている（法制執務研究会「新訂ワークブック法制執務」224頁）。しかしながら、別表の規定が本則の規定の解釈や適用に実質的に関連しない場合には、別表と本則の規定との関係が分かりにくくなることによる不都合が生じることはなく、規定例からも別表に当該条を示すこととはしていない。本法案別表第3号及び第4号中の「特定有害活動」及び「テロリズム」についても、第12条第2項で定義されているが、同項の解釈や適用に当該別表の規定が実質的に関連するものではなく、別表の表示の下に、括弧書きで示すこととしていない。

【参照条文】

○国土形成計画法施行令（平成18年政令第230号）（抄）

（広域地方計画区域）

第一条 （略）

2・3 （略）

4 法第九条第一項第四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

二～五 （略）

別表（第二条関係）

（平一八政三三八・平二〇政三一五・平二一政二五一・平二三政三二三・一部改正）

首都圏	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市
近畿圏	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都市 大阪市

	堺市 神戸市
中部圏	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市
東北圏	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 仙台市 新潟市
北陸圏	富山県 石川県 福井県
中国圏	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 岡山市 広島市
四国圏	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州圏	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 福岡市 熊本市

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)

(抄)

(特定飼料等)

第二条 法第五条第一項の政令で定める飼料及び飼料添加物は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 抗菌性物質製剤(化学的に合成された抗菌性物質の製剤で農林水産大臣が指定するものを除く。別表において同じ。)

別表 (第九条関係)

表 (略)

【参考】

○法制執務研究会「新訂ワークブック法制執務」224頁

なお、別表については、別表と当該別表について定める本則の規定との関係が分かりにくいという難点を少なくする一方策として、別表において、別表の右肩に置かれる「別表」の表示の下に、当該別表について定める本則中の規定を次的方式により括弧書きで示すこととされている。

別表 (第〇条、第△条、第×条関係)

別表第一 ○〇〇 (第〇条—第×条関係)

右に示した方式から明らかなように、本則中の規定の示し方は、関係規定の条名を単位として示し、二条以上であるときは読点「、」(連続した三条以上であるときは「—」)を用いてつなぎ、末尾に「関係」の文字をつける方式による。

平成25年9月20日
内閣情報調査室

65 政令で定めることを予定している事項の例

条文	規定事項の具体例	自衛隊法施行令上の規定(参考)
第2条第1項第4号	政令で定めることを予定しているものはない。	
第2条第1項第5号	国家行政組織法第8条の3の特別の機関として検察庁を規定する予定。	
第3条第1項	「最高検察庁にあっては、検事総長」、「高等検察庁にあっては、その長の検事長」等と規定する予定。	
第3条第2項第1号	標記の様式、標記の付し方等を規定する予定。	第113条の2
第3条第2項第2号	書面による通知を規定する予定。	第113条の3
第4条第2項	指定の有効期間の延長の際の通知方法等を規定する予定。	
第4条第3項	書面通知により指定を解除すること、その際の標記及び表示の抹消の方法等を規定する予定。	第113条の12
第5条第1項 「政令で定めるところにより、…職員の範囲を定める」	取扱いの業務を行わせる職員の範囲の定め方について、特定秘密の事項ごとに特定秘密の取扱いの業務を管理する者を定めることなどを規定する予定。	第113条の6、 第113条の10
第5条第2項 「政令で定める措置」	表示の様式、表示の付し方等を規定するほか、特定秘密に係る文書の作成、保管その他取扱い及び特定秘密の伝達を適切に管理するための措置を規定する予定。	第113条の8、 第113条の13

第5条第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項 「政令で定める事項」	特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の指定に関すること、特定秘密に係る文書等の取扱いの手続に関すること、第三者への特定秘密の提供の制限に関するこ等を規定する予定。	第113条の4
第6条第2項	特定秘密の保護のための内部規則を定めていること、職員に特定秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること等の基準を規定する予定。	第113条の5
第10条第1項第1号	特定秘密を利用し、又は知る者に関する制限、特定秘密に係る文書等の保管その他の取扱いを適切に管理するための措置等について規定する予定。	
第11条第7号	本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する者（人事官、検査官、国家公安委員会委員等）を規定する予定。	
第12条第1項、第14条第1項	直近適性評価に係る第12条第1項の規定による通知があった日から4年6月を経過しないものは、第3号に掲げる者を除き、第11条第1項第1号又は第2号の適性評価の対象から除外できることなどを規定する予定。	
第11条第3項	同意の取得は書面により行うことと規定する予定。	
第17条	適性評価の権限又は事務を委任する者として、統合幕僚長、陸上幕僚長等を規定する予定。	
第20条	苦情申し出の処理手続等を規定する予定。	
附則第1条	本法案の具体的施行日を規定する予定。	
附則第2条	特定秘密の取扱者の制限に関する規定の具体的施行日を規定する予定。	
附則第7条	政令の経過措置等を規定する予定。	